

予 算 特 別 委 員 会 (3 日 目)

1. 開会及び延会 平成29年3月15日(水) 午後1時00分 開会
午後7時07分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 朝岡 佐一郎
副委員長 川村 優子
委員 山本 英樹
" 西川 朗
" 増田 順弘
" 岡本 吉司
" 吉村 優子
" 白石 栄一

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議 長 西井 覚

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長 阿古 和彦
副市長 松山 善之
教育長 杉澤 茂二
総合政策企画監 本田 知之
まちづくり統括技監 松倉 昌明
総務部長 安川 誠
総務財政課長 米田 匡勝
生活安全課長 門口 昌義
税務課長 吉村 雅央
収納促進課長 西川 嘉則
市民生活部長兼
新炉建設準備室長 巽 重人
市民窓口課長 吉村 泰祐
環境課長 西川 博史
新庄クリンセンター所長兼

當麻クリーンセンター所長	増井良之
産業観光部長	池原博文
農林課長	芝浩文
商工観光課長	岸本俊博
〃 主幹	仲川早苗
都市整備部長	土谷宏巖
都市整備部理事兼	
都市計画課長	木村喜哉
建設課長	河合忠尚
保健福祉部長	水原正義
保健福祉部理事兼	
子育て福祉課長	岡幸子
教育部長	吉村孝博
教育委員会理事兼	
生涯学習課長	和田正彦
教育総務課長	前村芳安
学校教育課長	橋本佳和
体育振興課長	竹本淳逸
中央公民館長	辻一成
新庄文化会館長	西村圭代子
當麻文化会館長	吉村恭信
歴史博物館主幹	吉岡昌信
図書館長	辻本卓身
会計管理者	下村喜代博

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明
書記	吉田賢二
〃	新澤明子
〃	山岡晋
〃	吉留瞳

7. 付議事件

- 議第19号 平成29年度葛城市一般会計予算の議決について
- 議第20号 平成29年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第27号 平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第25号 平成29年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について

- 議第21号 平成29年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 議第26号 平成29年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第24号 平成29年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 議第23号 平成29年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第22号 平成29年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議第28号 平成29年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午後1時00分

朝岡委員長 それでは、開会前でございますが、吉村優子委員はちょっとおくれてございますということなので、先に始めさせていただきたいと思います。

また、本日3日目を迎えてございます。予定しておりました審査の関係上、少し時間が要してございますので、本日はできれば特別会計まで入ってまいりたいと、このように思っておりますので、委員の皆さん、理事者の皆さん、円滑な議会運営をよろしくお願い申し上げたい、このように思います。

それでは、昨日、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑をいただく前に、昨日の4款衛生費の質疑の中で、76ページのし尿処理費の8節報償費140万円の内訳についてという質疑の中で、当局の方から、領地配分の関係する大字の占有率の数字を示されたご答弁があったということでございますが、それについては、この報償費の配分の算出根拠でもないということでもございますので、その専有面積のパーセントについては議事録から削除をさせていただきたい、このように思います。ちょっと誤解を招いてもいけませんのでね。そういうようなお申し出がございましたので、委員の皆さん、理事者の方にお問いかけをさせていただいて、ご了解をとらせていただきたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 じゃ、そのようにさせていただきますので、事務局、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、昨日に引き続き、5款農林商工費、6款土木費の質疑から入りたいと思います。委員の皆さん、質疑はございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 それでは、2点お尋ねをさせていただきます。

79ページ、農業振興費の19節でございます。昨日ですか、白石委員の方からもご質問がございました新規就農者確保事業補助金300万円。説明の中で2名の対象者の方ということで、先日もありました150万円を5年間、トータル750万円を新しく農業をしたいという方に助成する。私、いろいろとこういう国から出る農業支援の補助金も見ておりますけど、これ以上ないというほどの好条件の補助金かなというふうに思います。これはこの150万円をどこに使おうが、所帯に使おうが、何に使っても構わない。生活を保障するために、新規就農をやるに当たって所得が安定しないから年間150万円、これでスタート、やりなさいといひますか、そういう内容かなというふうに私は認識しているんですけども、ただ、そういういい条件にもかかわらず、2名のしか参加希望者といひますか、対象者がおらない。県内の市町村の事例もどのぐらいあるのかちょっと私も確認はしていないんですけども、ただ、これ、要件が若干あるというふうに伺っています。いろんな地域での計画を立てられている地域に限るといふような要件もあって、私も一度、ある若者といひますか、新しく農業をしたいと言われたときに、その地域での条件といひますか、それがなかったので、今、農業されているんですけども、補助対象にならなかったということもちょっと伺っています。そういう

ことで、現在の補助対象となるための条件について、もう一度詳細にお尋ねしておきたいと思えます。

それから、将来的にそういうことが見込めるのか、そういうところも含めて、新規就農者を、しっかりと農家を育てていきたいという思いも強うございます。そういうところをちょっとお尋ねさせていただきます。

2つ目でございます。89ページ、土木費の2目道路新設改良費、13節の委託料ですね。測量設計等委託料1,500万円、それから15節工事請負費1億円、この2点でございますけども、この内容がどうこうじゃないんですけど、先に具体的なところからちょっとお話ししておきたいんですけども、道路の新設に当たっては、いろんな大字からの要望を受けた事業というふうに認識をしております。ただ、これについては、そもそも論といいますか、大字もしくは地域の方が道路をつけてほしいとか、市、県等の都市計画である一定の計画により進められたものとか、議員を通じて要望される道路など、道路をつけるに当たっての話の出どころがいろいろ発生するかなと思うんです。

そこで、そのような要望の受け付けは、どのような順番で進められるのか、その辺を聞きたいんですけども、何を優先的に、何の順番で、声の大きい順番じゃないことは確かやと思えますけども、そういう事業の順番、どういうふうな順番で進められているのか、その辺のところを中心にお聞きしたいと思えます。

朝岡委員長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま、増田委員からご質問をいただきました新規就農支援確保事業の条件の件でございます。

この件につきましては、先に前年所得が250万円以下になるまで5年間給付されるということでございます。それと、給付条件といたしましては、奈良県におきます新規就農の認定を受けていただく。それと、人・農地プランで、その地域の中心経営体になるということが条件になります。年齢につきましては、45歳未満までが対象となります。それと、先ほど言われましたように、なかなか出てこないという1つの条件におきまして、主要な農業機械または施設ですね、農業倉庫等につきましては、親族の者以外からの賃借になるという形があります。ですから、そこがなかなか条件クリアが難しいというのが、農林課の方にも相談に来られた中で、親族以外のそういった機器を借りるということがなかなか難しいということでお聞きさせていただいております。

それと、生産物の出荷もしくは取引に対する通帳が、要はその方の名義であることとなります。以上が今の新規就農者の給付の条件という形になります。

給付対象の金額でございます。前年所得が250万円以上になった場合については給付は停止されます、以上が条件となっております。

以上でございます。

朝岡委員長 河合建設課長。

河合建設課長 それでは、ただいまの増田委員の質問にお答えします。

まず要望の受け付けなんですけれども、基本的には、大字区長さんから大字の要望という形で受け付けてしております。個人からとか議員とかのそういう要望に関しては、新設改良の要望としては受け付けておりません。基本的には大字からということでございます。

その優先順位なんですけれども、要望の内容によりまして、緊急性の高いもの、例えば、石積みで水路が崩れて路肩がちょっと崩壊しそうやとか、そういうような緊急性の高いものは新しく受け付けたとしても、先に執行させてもらいます。

その次の考え方なんですけれども、まず、継続事業ということで、2年とか3年とかかけて行っている新設改良事業については、途中でほっとくわけにもいきませんので、継続事業という形で優先的にそれをさせてもらいます。その次に、要望として古いもの、市としてこれは必要であると認めるものに対しては実施していくという形で、順位としてはそういうのを基本的に考えて行っております。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 わかりました。先ほど池原部長にご説明いただきました、いろんな5項目ぐらいの要件があると。私、過去にちょっと聞いたところ、この親族以外の施設を借りるというのが、もう一回お聞きしたいんですけども、取引が本人の口座であることということは、例えば、息子さんが農業を継がれていても、別の口座を開設して事業を分離することで対象の範囲に入るということをお聞きしました。そうすると、これ、親族以外の施設を借りるところで、その条件から外れますね。そやから、専業農家の後継者に対する助成は、どのようにクリアできるのかできないのか。私はできると思っていましたので、再度聞きます。

それから、先ほど、人・農地プランということでご説明をいただきました。人・農地プランって知る人ぞ知る事業やと思うんで、もう少し人・農地プランの概略でも結構です。再度ご説明をお願いします。

それから、道路新設は、今お聞きしましたように、大字からの要望やと。私もそういうふうに認識をしております。ただ、非常に熱心な大字があって、この道、あの道ということで大字内を整備される大字、隣の大字はどうやというたら、なかなか大字でのまとまりがないので、そういう話が出ない大字となると、大字の道路のつながりというところで、全体のバランスが悪くなる。そのようなことも考えられると思うんです。私の近所のところでも、何でこんなところに道をつけたというふうなところについているんですけども、確かに道路はつけていただいて結構なんですけど、そこで止まっていてそこから先がないとか、そこから先が狭いとか、非常に全体を見回したときにいびつといいますか、平準化されていないといいますか、つながっていない道が多いというんですか、そういういろんな弊害が出ているように思います。道路整備というのは、市が計画したイメージに大字がのっかるというような方法でした方が、全体バランスからいくとスムーズにいくのかなというふうな、私はよくわからないですけど、実情がわからないんで、その辺のところ、再度お尋ねをいたします。

朝岡委員長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまの増田委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほど言いました新規就農確保事業におきます農地の賃借の親族とはどういうところということですが、三親等以外の親族の方には借りられるという形です。三親等以内は借りることができないという形になります。それと、お父さんが農業をされていて、ご息子さんも継がれた中で農業をされる場合について、これが新規就農になるかどうかという問題ですが、これにつきましては複合経営をされている場合、ですから、例えば、お父さんがお米農家、米として専業でされていたら、息子さんも米農家として専業された場合については、新規就農としては認められないです。ですから、お米をお父さんがしておれば、例えば、菊を息子さんとやると。完全に分けた経営をする場合については、新規就農として認められるという形になります。

機械につきましても、申し込まれた新規就農者の方が購入されるという形の条件はついておりますけれども、そうした複合経営で、お父さんが全く別経営でされている場合については、親から契約を結んだ中で別で耕作をする場合はいけますけれども、そこがちょっと難しいところがありまして、なかなかその機械器具に対しての、要は、新規就農認定の決定をするときにちっともめる、一番の要素になります。

それと、人・農地プランの概略でございます。人・農地プランにつきましては、農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な農業を実現するために基本となります、人と農地の問題を一体的に解決する必要があります。集落、地域におきまして話し合いを持ち、集落、地域にて抱える問題を解決する設計図として人・農地プランを作成し、これからの農業の経営方針を定めていくという形になっておりまして、農地の集約等を定めていただいたり、また、その地域における中心経営体を定めて、これからのその地域の農業をどうふうにしていくかということを考えていただくのが、この人・農地プランであります。現在、葛城市内で人・農地プランが完成しておりますのは、大畑、竹内、笛堂、弁之庄の4地区になります。現在計画していただいておりますのは、新在家、笛吹、脇田を予定しております。

以上でございます。

朝岡委員長 市長、どうぞ。

阿古市長 道路新設改良費の部分についてお答えしたいと思います。

各大字からのその部分での要望というのは、かなり年度をまたがりまして、以前から非常に積み残している部分がございます。その中で、やはり優先順位というのを確立していく必要があると、危険度の高いものは当然優先しないといけないんですけども、ただ、委員ご心配のとおり、目いっぱいおっしゃる大字も、そうでない大字もいろいろあると思います。その中で一定のルールづくりをさせていただきたいということを、この間の区長会の席で申し上げました。やはり44カ大字でございますので、葛城市全体を見てバランスのとれた事業のあり方というのを考えていく必要があると思っておりますので、以前、旧町の段階では大字ヒアリングをさせていただいていた経緯もございます。44カ大字となるとなかなかその日数というのはとれないのかもわからないですけども、まず、それに挑戦させていただきたいということを申し上げております。本当にその大字で何が一番優先するのかということをお聞かせいただいた中で、事業のくみ上げをさせていただきたいと。実は、今年度1億円、計上し

ているんですけども、積み残している事業を見ますともうそんな金額では到底おさまりません。その中で、やはり本当に大字との協議の中で、一定のルールをつくりながら、今後、取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。新規就農、今、4カ大字ですよ、笹堂、大畑、竹内、弁之庄。今後、ふえてくると。このふえてくるということは、それを前提にふえてくるということではないんですかね。こういう事業に伴ってプランを立てると。逆にいうと、44カ大字のうちの4カ大字しか、この人・農地プランを立てていないから、それ以外の40カ大字からエントリーしても、それはすぐに認可できないと。逆にいうと、手を挙げた段階で大字に言うて、この農地プランの計画を立ててもらおう。後付けプランというふうなことでクリアできると、そういうことですね。私は逆を思っていたのでそんな1人の「私、農業したいねん」という人のために、その大字がこのプランを立ててくれるかどうかという心配があった。その辺は市役所の方の指導のもとに、プランの立てるアドバイスをさせていただいて、できるだけ弊害のないような新規就農者の誘導を図っていただきたい。新しく農業をしたい人を誘うための、国の一番いい条件の事業やと思うんで、今後とも安定した新規就農者を確保するために、ご努力をお願い申し上げておきたいと思えます。

それから、道路新設につきましては、市長の方から答弁をいただきました。私がちょっと疑念に思っているところと市長が心配されていることと、ほぼ一致をしております。バランスというものも十分頭に入れてということもご配慮賜っていますので、ぜひとも葛城市内全体のバランスのよい、つながりのいい道に取り組んでいただけるよう、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、建設課の担当の分からお尋ねしていきたいと思えます。

まず1点目は、建設課にかかわって土木総務の人件費の関係ですけども、補助事業のところに張りつける人件費で、1人ずつ職員がふえている、建設課の関係で3名ふえるようになっているが、新しい新規事業があるのかということ。それと、そのふやす理由は何やねん。これだけ事業が進んでいない、毎年繰越しやってる。そんな中で、人員をふやして解決するという方法をとるのか、職員のやる気の問題になるのか、そこらも含めて答えていただきたいというふうに思えます。

それから、今、増田委員がおっしゃった道路新設改良費の関係、それから、道路橋りょう維持費で、合併当時、旧の當麻、新庄、若干やり方が違っておった。その中で、葛城市になってから統一してある。例えば、道路橋りょう費維持費は、どういうところに使う予算であるのか。例えば、横断側溝において、これは個人的な横断側溝であるか、あるいは、大字が管理している横断側溝であるのかということも考えながら、この維持費を執行してきたはず

や。ところが、この8年見ていたら、もう誰から見ても個人の横断やというようなところもやっている。あるいは、この草刈り一つにしても、確かに大字でできないところもあると思う。しかし、道路の法面とかは、皆、大字の方でお願いをしてきた。ところが、今は、市が発注して、造園業の人らが法面の草刈りをしている。財政が本当に逼迫しているという状態の中で、財政は建設課は、関係ないねんというふうな格好でやっているようにとれる。

それから、道路新設改良。今、この新年度の予算の説明の中の道路新設改良費を見させてもらって、この中で延長にこだわるにないけども、50メートル、70メートル、今言われるように大字からの要望、これはよくわかる。しかし、本当にこの道路新設改良の目を使って道路工事していく段階で、本当にこんな40メートルや、50メートル程度の工事を、この予算でやっていくのがええのかどうか。

それと、今、市長の方から話があったように、これから基準を決めるということやけど、ずっと私も言うてきた。例えば、舗装するとき、農林課の予算で舗装するときの幅員の基準は幾らやねん。建設課の予算で舗装するときの幅員の基準は幾らやねん。決まっていたはずや。ところが予算の説明書を見ると、幅員3メートルとか、4メートルとか、親切に書いてある。合併のときに決めた基準では、こんな小さな幅員では工事はしなかった。こんなことするようになったのは最近だけやろう。

私の記憶では、舗装工事においては、その当時としては擁壁の天端25センチであれば、擁壁を入れて4メートル50の幅員がなかったら、舗装はしませんよ、そういう基準でやってきた。農林の場合は、4メートル、やってきた。ところが、どこの大字とは言わんけども、2メートルにも満たさんような道路が既に新設されている。いつから変わったんや。政権が変わったから変わったんかい。そうではないやろう。そんな思いつきですのようなことばかりやってもらったら困る。

ここ最近、ずっと道路新設改良費の予算が1億円を超えてきた。財政が豊かなときは、確かに、単独でもかけていったらいいけども、こだけ財政が逼迫した中でも、どんどん道路新設改良費がふえているが、この予算の半分以上が舗装に変わっている。これが実態や。それはやっぱり予算のときに、きちっと、ここやりますと計画を立てたんやったら、そのとおりやっていかないかん。私は部長にお尋ねしたいけども、なぜ考え方がそうなるのか。ずっと同じことをやってきたはずや。これ、例えば、1年に1千万円節約したら、10年たったら1億円節約できる。私がいつも言うてきたんは、何も建設課をどうのこうのと言うとると違うわけやけど、あまりにも無駄遣いが多いんと違うんか。私はもともと嫌われているので嫌われることを言うわけやけど、本当にもっと財源的に考えていったら、大字要望も大事や。しかし、大字から受けた路線、もう一遍、担当課で確認をして、本当に大字から要望あった路線が必要かどうか。あるいは、隣の大字、今、増田委員が質問されたように、ここへ道路をつけることによって隣の大字に話をしていって、延ばしていきましようかとか、そんな話がほとんどないのと違うんかい。

そこらを、今、市長が言われたように、改めていく。改めていくという言葉、それがええかわからへんけど、もともとつくってあった基準を崩してしもたわけや。そら、市長は知ら

ないと思う。そんなことをしとって、事業みたいな前向いて行けることがない。そこから、
どういうふうな考え方を持って、維持費、新設改良をやっているんか、部長の方から答えて
もらいたいと思います。

朝岡委員長 土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。

まず1点目、人件費にかかわりまして、新規事業があるのかというご質問についてですが、
平成29年度についての新規事業というものはございません。

それと、新設改良事業、道路維持についての考え方についてでございますが、先ほど増田
委員のご質問でお答えさせていただいたとおり、基本的に、大字要望を受け、その中で緊急
性の高いもの等の状況を勘案しまして、実施をしているという認識であります。

先ほど市長も言われましたように、もうちょっときっちりとしたルールづくりをもって、
大字と、先ほども委員おっしゃられました、大字間の調整等も踏まえて、何を実施すべき
かというところを考えた上での予算計上というのを、今後行っていく必要があるというふう
に考えるところでございます。

維持費につきましては、路面にポットホール等できたところ、そういった緊急性があると
ころのスポット的な作業に当てて実施しております。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 まず人件費、3名ふえているけども新規事業はないということやけど、なぜふえたかとい
うことを聞いているわけやから、それを答えてもらわないと答弁にはならん。土谷部長は以
前のことについては、わからへんと思うけども、ここに建設課の古い職員もおるわけやから、
以前からどういうふうに来てきたんかということをお答えしてくれたらええわけやん。私の言
っていること、間違ってるんやったら間違ってるんでええやん。

それと、もう1点言うたら、今、土谷部長は、考え方を見直していくということをお言われ
た。ここで言うてええんかどうかわらんけども、この新設改良費の予算が計上されている。
これは、極端に言うたら、全部白紙撤回しますと。もう一遍、新たに計画をやり直しますと
いうことぐらい言えるんかい。今言ったような、こんな幅員が3メートルの道路、大字要望
であったのか知らんけど今まできちっと決めてあった基準を崩してでも、工事をされた。こ
んなことがあったら今ある農道、私の大字でもそうやんか。幅員がなかったら舗装してもら
われへん、そういう理由でどこの農道も、整備してない。ところが、どんどんしてあるとこ
ろがある。3メートルのところも舗装してある。2メートルのところも舗装してある。そう
いうようなこと、現にあるやん。改めていくと言われるのなら、思い切って今年の予算から、
幅員の狭いところについては、きちっと基準を決めてやっていきますという約束ができない
のか。言うだけ勝手にしゃべっとけど。俺らは、俺らでするんやということお押し切るのか
いな。どっちにするのや、はっきり基準があったならあった、崩したらなら崩した、ないなら
ない、はっきりここで答弁してくれたらどないや。私が間違ったことを言っているのなら
間違いやと言うたらええのや。あまりにもやで、建設課が悪いかわらんけども、さっきも言

うたように、そんな100メートルも、2メートルあるかないかの道をどんどん新設改良でつけていく。そんな道路でも幅員の足らなところでも舗装をやってきたんやないか。そやから、市長もかわったんやから、きちっとやっていくんやったら、これ、全部見直すというようなことでけへんのかいな。そういうことを答弁願いたい。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 まず人件費の方であります、人事課が今ここにいないものですから予想なんですけど、今まで道の駅を担当していた職員もこの土木総務費の中で予算計上しています。ただ、この予算計上の時期が、今、人事配置等の検討をしておりますが、それが反映できておりません。それで、実際にはこの配置というのは、予算を計上した後で人事異動が決定しますので、これはその中でまた補正がかかってくるという仕組みでさせていただいているというのが現状であります。今、委員おっしゃっているように新規事業等がございませんので、当然、その部門の人員は削減になっていくという理解の仕方しております。

それと、今もう一つおっしゃいましたことなんですけど、全てのルールづくりをしたいと思います。ある意味、ゆがめられたとは言いませんけども、ちょっと不思議な事業のあり方があるということはよく存じ上げております。そやから、そういうようなものも含めまして、見直していく作業をいたしたいと思います。ご指摘のようにこの予算に計上している事業も含めまして、検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 市長に答弁されたら、こんなもう次何も言えない。そうでっかと言かな仕方がない。またよろしく願いしときます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それと、ちょっと詳細を聞きたいと思って。まず、87ページの委託料、葛城インター管理委託料81万4,000円。これ、多分、南阪奈のとこやと思うわけやけど、当初、我々が聞いていたときには、オンランプで接続するというのを私は聞いていた。しかし、でき上がったらもともとあった側道のところへの接道となっている。なぜ、接道なのに公団に、この委託料払わなあかんのかということですね。

それから、89ページ、委託料についてはもう時間がないので、また、後で箇所は聞きに行きます。工事の関係、先ほど言うたように、この予算の説明書に載っている工事を見直すということで結構なことですけど、その中で、忍海・柳原線、平成27年度で舗装しますといいながら、金がないので平成28年度でやりますと約束してあると思う。しかし、この中に載っていない。載っていないけども、今、見直しするということやから、忍海・柳原線、舗装の方をやってもらうようお願いをしたい。

それから、19節負担金、尺土四号踏切工事負担金となっているわけやけど、これ、近鉄御所線と違うんかなと思うけど、場所がどの踏切になるのか。それと、平成28年、同じ尺土四号線360万円、予算がついていたがこれが未執行で新たにしていくなかということ。それか

ら、去年の予算委員会で言うたように、忍海・山田線、博物館の踏切、それも平成28年中に調査をして返事をしますという話があったけど、その答え、するのかもしれないのかということですね。

朝岡委員長 河合建設課長。

河合建設課長 それでは、まず1つ目のご質問である葛城インター管理委託料81万4,000円についてご説明させていただきます。

今、委員がおっしゃったように、道の駅、オンランプの場所でございます、高速道路、自動車専用道路ということで、その場所から入るともう外へ出られない、一方通行という形で、遮断機から本線に入るまでの間の区間は市の方では管理できないということで、ネクスコの方に一応、管理委託しております。オンランプということで受委託協定を結びまして、内容といたしましては、交通の管理、通行どめ、保全工事、保全作業、ごみを拾ったりとか、それから、凍結防止、冬場に凍結防止剤の散布等の作業を委託しております。その委託料となっております。

続きましては尺土四号踏切なんですけれども、これの委託料349万9,000円ということで、これは疋田の集落、山本元議員から信号機へ抜ける道です。高見食料から抜ける道、疋田から信号機へ抜けるところの道の踏切でございます。これ、去年予算計上していたんですけれども、コミュニティバスの関係で、御所線新庄7号線の松川運輸から西側の踏切がありますけれども、そこをコミュニティバスが通らなあかんということで、大型バスが通るのに、大型車禁止という条件がついておりましたので、尺土四号踏切をそちらの方に振りかえてくださいということで、また決算のときにご報告させてもらおうと思っていたんですけれども、尺土四号踏切のかわりにコミュニティバスを先に通す関係で、南花内のその御所線新庄7号線に振りかえております。

それから、最後の質問なんですけれども、新庄第十一号踏切ということで、近鉄と協議をさせてもらったんですけれども、近鉄の基本的な考え方というのは、車道部分を広げるにはほかの踏切の廃止が前提となるという話になっています。ただ、前後の道路の関係上、歩道に関しては市の全額の負担で、広げてもいいということになってございまして、ただし、以前、委員がおっしゃっていましたが、県の協議というのが何かの根拠になるんじゃないかということで、ちょっと県のほうにも調べてもらったんですけれども、踏切道の改良促進法という中で、その中に書いているのが現行法で、鉄道事業者と道路管理者が改良の方法について合意した踏切でなければ、改良すべき踏切道として指定できないということがうたわれておりまして、県の持っている資料では、新庄第十一号踏切の現状につきましては、現在、通行量とか遮断時間とかの関係で、今の現状では指定できる踏切ではないということで、車道の拡幅について、国の指定していただいて近鉄と協議するというのは、現段階ではちょっと難しいという状況になってございます。

以上が報告でございます。終わります。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 まず、その葛城インターの管理委託料、課長の言っていることはようわかっているわけや

けど、もともと側道のあったところへつないでただけやろう。有料道路と書いてあるけど、あれは市の敷地や。

岡本委員 私の言いたいのは、何でこんな金を払わなあかんのかということと言いたいわけや。最初交渉するときに、きちっと交渉すべきであったということ、言いたいわけや。余分な金を払うこと要らへんのやないか。何でそんな金を払わなあかんねん。最初のときに公団と交渉するときに、きちっとさえ交渉したら、そんなことにならなかった。何でも言われるままに、はいはいと聞いてるのでこんなことになるんや。何で税金を使って金を払わなあかんねん。そうやろう。自分とこの家庭が火の車になっているのに何で80万円の金を払わなあかんのかということ、私は言うてるわけや。

それと、忍海・柳原線について、答弁がなかったけども、舗装はやってくれるということやったらそんでええ。しかし、この踏切の問題や。今、コミュニティバスとか何とか言うて答弁された。私うっかりしとったけど、これ、三百何万、金を払ってる。何で払うんやというわけや。その踏切を改良するのに、何で市が負担しなければあかんねん。それは、ちょっと日にち忘れたけども、建設省と運輸省と合併して国交省になった。そのときに、運輸省は鉄道管轄。道路は建設省管轄や。それが1つになって、今、課長が言うたように県に聞いて、踏切促進法か知らんけども、その中で、私の記憶では、今まで踏切を拡張しようと思ったら、どこかは廃止しなければあかん。これは昔からのやり方や。全国的に見たときに、踏切はどんどん廃止していつているわけやから、廃止する踏切がもうどこの県も市町村もなくなってきている。そやから、その協定を結んで、今までは、私鉄で全部踏切改良については全部私鉄が負担していたと。そのかわりに、そういうことがあるので過去の経緯からして市町村も負担してくださいよということがあって、金を出してきているわけや。そんなことだけは私鉄に金を払うわ、踏切拡張しようと思ったら、廃止してくださいと言われるわ、いつからそんな話になったんや。それが私はわからん。内容が解せん。もっと悪く言うたら、県で聞いたら、どこか廃止しないと広がらへんねんと。そやから、近鉄へ行っても無駄やということや、近鉄へは足を運んでないということやろう。

河合建設課長 いや、来てもらいました。

岡本委員 それで現場を見てもうたら、あかんと言われたん。

河合建設課長 そうです。

岡本委員 言ってくれたら、一緒に近鉄へ行ったんや。前にも言ったと思うが、新庄第十一号踏切に係る改良費については、市が払うことになっていた。それでは、何で拡幅するのに葛城市が負担しなければならないという話になるわけやけども、それは、踏切促進法で市町村も負担することになった。負担することによって、その踏切を拡幅するときは、優先してやってもらえる。近鉄に確認したら、やりますということになっていたんで、私は、そのことを近鉄に行ってものを言いたい。

やっぱり職員も、無茶は言ったらあかんが、しっかり言うときはしっかり主張して言ってほしい。せやから、近鉄の件については、言ってもらったら一緒に行きます。

とにかく、踏切の件については、宿題としておきますが、葛城インターについては再答弁

求めます。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 道の駅のインターの接続部分でございますけども、委員がおっしゃるとおり八十数万円かかるということで、これ、ネクスコさんに来ていただきました。たまたま挨拶も兼ねて来ていただいたんですけど、そのときに、土谷部長と一緒に、その話を実はさせていただきました。もう、これ、毎年かかるお金ですので、ですから、これは市が払うのはいかがなものかという思いで、もう相談させていただいたんですけども、もう契約といいますかね、それが終わっているんですよ、実は、その形でね。ですから、ただ、すぐには変えられないけども、いずれネクスコの方で負担させてもらうような形にという口頭でのお話はいただいております。ただ、いつという話にならないんですけども、交渉の材料にさせていただいたことです。そのとき、いろいろネクスコさんとはお話しさせていただきました。その中で、やっぱりネクスコさんもいろいろ葛城市については協力したい。その中で、今、トンネルの工事をしておりますので、その辺の見学も市民の皆さんに開放したいというお話もいただいておりますし、いろんな面で、やはり協力できる体制をつくって行って、いずれの時期になるかはわかりませんが、今おっしゃっていただいている八十数万円の管理の方は、見ていただけるような方向に持っていきたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 市長から答弁をもらったら歯向かうこともできないのですが、ネクスコについては何回かやかましく言わんと、相手が大き過ぎてなかなか市長が思っているようにはいかんと思う。それと、今、南阪奈の話が出たわけやけども、トンネルの話も出ました。前の委員会にもお願いしたわけですけども、トンネルを掘って、今現在の2車線が4車線に変わる。ところが、奈良県側に入ったところで、高田バイパス、JAの本部のどこ、いわゆる南阪奈のスタートの地点から4車線、途中まで来たるけども、2車線しかない。だから、大阪側は大半4車線、奈良県の高田バイパス4車線、その間2車線。私も京奈和自動車道も暫定2車線というような形で供用しているわけやけど、この前もちょっと委員会で言うたわけやけど、私のたまたま住んでいるところに救急車が来て、何で高田バイパス走っていくんかなと。京奈和近いのに何で走らへんのかなということで、京奈和行ったら速いと言うたら、岡本さん、この道2車線ですよ。どうして追い越しができますかと。そやから、高田バイパスは4車線やから、救急車は高田バイパスを走っていくと。なるほどなど。やっぱり金にかかるけど、当初から4車線で行かなあかんということも感じたわけやけど、それから見て、やはり交通量がどんどんふえてくるということは、即事故がふえるということはないわけやけど、やっぱり早急に4車線にしないと、トンネルは掘って4車線になるわ、ちょっとの間だけは2車線ではあかんで、この前、委員長にもお願いしたわけやけど、市長の方でも、4車線に、今は県の方に陳情しないとあかんと思うけども、ひとつ、お願いやないけども、葛城市としてお願いをしたいというふうに思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、2点についてお伺いをしておきたいと思います。

1点は、85ページ、これはどなたか質疑をされたかというふうには思うんですけども、商工振興費の13節の委託料、合同企業説明会会場設営委託料ということで計上されているわけでありまして、予算の概要の方を見ますと、25ページですが、市内企業、事業所と就職者とマッチングの場を創出することを目的に実施し、地元の人が地元で働ける仕組みづくりの一環とする。こういうふうな説明が書かれているわけでありまして、どのような形で合同企業説明会を設定し、地元の人が地元で働く条件をね、これがあれば一番いいわけで、奈良県というのはほんまに昼間人口が少なく、大阪や、葛城市とするならば、他市へ仕事に行っているというのがあるわけですね。そういう意味では、これが具体的に実施され、継続して地元の企業との関係ができれば、これは非常に好ましいことではないかというように思うわけでありまして、そういう条件があるのかどうかということも含めて、ちょっと説明をお願いしたい、このように思います。

それから、土木費の94、95ページであります。この吸収源対策公園緑地事業費についてあります。往年、本事業については終結というかね、しているのじゃないかと、こう思っていたわけでありまして、新たに13節委託料という形で測量設計等委託料596万円が計上されているわけで、さらに工事請負費1,741万円が計上されております。これは、これまでの事業の積み残しの分なのか、新たに整備をされる予定なのか、この点について確認をしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 岸本商工観光課長。

岸本商工観光課長 商工観光課の岸本でございます。よろしくお願いいたします。

今、白石委員のご質問の企業合同説明会でございます。企業合同説明会につきましては、委員おっしゃっておりますとおり、市内の企業と市内の求職者のマッチングの場を創出することを目的としておりまして、平成28年11月に道の駅かつらぎの方で、初めて開催しております。このときの参加企業につきましては9社ございました。また、就業相談も兼ねて、ハローワーク大和高田、奈良しごとiセンターにも参加していただきました。説明会の参加者は55名ございました。平成28年度につきましては、参加企業、参加者等、手探りの状態で行いましたところ、参加企業さんにも大変良好な感触をいただきました。参加者にも大変良好な感触をいただいております。平成29年度につきましては、参加企業がふえた場合でも対応できるように事前告知等も含めまして、会場設営も充実した形で対応できるよう、今回、予算を計上させていただいたものでございます。ちなみに、平成28年度の開催の結果、その後、正職員の方が1名決まりまして、アルバイトさんが2名決まったという状況でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 木村理事。

木村都市整備部理事兼都市計画課長 都市整備部の木村でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま、白石委員のご質問でございますが、吸収源公園の整備事業につきましては、平成28年度、今年度末をもって国の補助事業としては一旦、終了するわけでございますが、平

成29年度に計上させていただいております委託費と工事費につきましては、寺口・太田地区で平成27年度から工事を始めた当時ですけれども、工事車両が通行する、林道を通行しておたわけでございますが、その林道の幅員を確認しないまま通行しており、その後、隣接の土地所持者との間で協議がなされまして、通行する道路については工事完了後に現地確認を行い、境界の確認の手続を行う旨の協議があり、その協議もとの復元の作業を行うための委託料でございます。また、その同じ協議のもとで通行しておりました道路の破損箇所については、現状復旧する工事費として771万円、また、同じく寺口・太田地区の給水工事費としての工事費が270万円、また、同じく寺口・太田地区の斜面部分の維持工事として700万円を計上しております。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ課長並びに理事の方から、ご答弁をいただきました。平成28年度は予算なしで平成28年11月に実施をされているということで、手探りの状態であったけれども、一定の感触というか、成果があったということで、改めて、これを主として推進していくということになってきたということでもあります。やはり若い人たちを初め、地元での職場が確保できれば、これは一番好ましいことであって、私は進めていただければいいと、こういうふうに思います。

それとあわせて、お伺いしておきたいことは、やっぱり地元での既存の事業者とのマッチングをしていくこととあわせて、若干、私の質問が抜けていたと思うんですけども、やはり、葛城市は新町やこの新村等、工業用地が確保され、その間、シャープを初めとした企業を誘致してやってまいりました。そういう意味では、経験があるわけですね。これらの地区指定をされたところをいかに活用して、この企業誘致を進めていくかというそういう方針、計画そのものが、やはり商工振興ということだけではなく、都市計画という二面からきちっと対応していく必要があるというふうに、より強く思いました。だから、この二面作戦で地元の雇用を図っていく。ここをやっぱり進めていただきたい、こういうふうに思います。企業誘致はどこが所管になるのかな。あわせて、機会でありますのでお聞きをしておきたい、このように思います。

吸収源対策公園緑地事業であります。これは、積み残しというたらおかしいけども、平成28年度の事業で、これはどういういきさつでそのようになってきたかというのは、これは詳細わかりませんが、今、理事が説明されたような形でお約束のことをやっぱり果たしていくことでの周知だというふうに思いますので、必要なものは必要なこととして、やっぱり執行せざるを得ない、このようには思いますけれども、吸収源対策公園緑地整備事業が一応、一旦、終結するということがありますけれども、これは、民主党政権でできたもんでしたよね。これは引き続いて、この事業が継続されるという可能性はあるのかなのか。あるいは、公園整備という事業が今の政府によって、引き継いで、どのような事業がやられているか、あるいは、今後、計画されてしていくか、そういう情報があればお聞きしたい。

といいますのは、やはり吸収源が一定、これはよしあし別にして、財源等は別にして、い

ろいろあるわけでありませうけれども、やっぱりそれぞれの大字で、これまで市街化区域だけが対象だと言ってきたわけでありませうけれども、それが取り払われて、調整区域でもできるところになってきたら、やはり、うちもしたい、こういう声がやっぱり出てきているんですね。そういう意味では、やっぱり葛城市のこの中では、まだまだ公園というか、広場というか、そういう施設が足りない、そういう状況にあるんですね。で、今のことはどのように考えられているかということを知っているわけでありませうけれども、単独でするのは大変ですからね。だから、そういう見通しがあるのか、継続事業としてできるのか。新たなまた、事業交付金等があるのか。その点をお伺いをしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 岸本課長。

岸本商工観光課長 商工観光課、岸本でございます。

今、白石委員、ご質問のはじかみ工業団地の工場等につきましての、まず、合同企業説明会、来年に向けての取り組みですけれども、こちらの方は平成28年度は時間もない状態でしたので、調整ができないということもありました。来年度、平成29年度につきましては、早めから調整をさせていただいて、大手企業さんでありますので、こちらの開催日等々、うまく調整できるかまだわかりませうけれども、できるだけ参加してもらえよう形で調整をさせていただきたいと思ひます。

それと、企業の誘致でございますけれども、今、緑地面積の緩和ということで誘致の促進を目指しておるわけでございますが、他の工業団地等の企業さんに対する固定資産税の減免とか、そういう措置もやっておられるところもござひますので、その辺のことについては、残りの地域の面積等も勘案しながら、県並びに、もちろん市長とも相談しながら、新たな制度を導入するかどうかについては、また今後検討していきたくと思ひております。

以上でございます。

朝岡委員長 木村理事。

木村都市整備部理事兼都市計画課長 都市整備部、木村でございます。

ただいまの白石委員のご質問ですが、先ほど申しましたように、今ある吸収源の事業計画としては、平成28年度で完了するわけでございますが、今後、新たに要望地区等がございましたら、今ある平成28年度末で完了する事業計画の変更を行えば、新たにまた5年間継続として吸収源の事業が実施できるというふうに、県の方に確認しております。先ほど、また申しました、その寺口太田地区の法面の維持工事の分でございますが、これは平成29年度に事業計画の変更をさせていただいた後、平成30年度からその法面の対策ということで、植栽等も含めて法面の管理を交付金というか、吸収源の事業で管理工事ができるような形で、県と平成29年度に協議をしていきたくと思ひております。

以上です。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 そういうことで、原課の課長並びに理事からお答えをいただきました。

薑、新村、新町ですか、工業地域、地区として都市計画法に基づいて指定をして、そのように供するために、この間、計画的に進められてきたわけでありませうけれども、確かに、残

余地運営も少なくなってきたけれども、そういう計画区域に宅地が建ったんでは、これはもう話にならんわけだね。やっぱり、これはやはり中小の零細企業、大手の企業を含めて、やはりこの環境条件を整えているわけでありますから、企業誘致をやっぱり優先をしてやっていくということで、私はなければならぬというふうに思うんですね。そういう意味では、やはりこれは縦のつながりではなくて商工振興等を合わせて都市計画、ここがやはりきちっとした意思疎通に基づいて企業誘致を図っていくということなんです。あるいは、計画的な推進が求められているというふうに思うんですね。そのために、やっぱり都市計画法や県の整開保の条例案、都市計画マスタープランがあるわけですから、それをきちっとやっぱり職務の中で、握って離さず、やっぱりきちっと対応していただかなきゃならない、こういうふうに思います。ぜひ、ここは抑えておいていただきたいというふうに思います。

それから、吸収源対策公園緑地整備事業であります。ということは、5年過ぎるわけやから、新たな5年の事業の手続をしていると、これはこの件に限りしているということなのか、じゃ、他に手を挙げるところがあれば、できる条件を県とお話をして、やっぱり進めていくということなのか、これはもう答弁はあれでしょうけども、そしたら、私、勝手に理解をしておきます。これから、変更の手続を寺口の法面のこととあわせてやっていただけないかということで理解をしておきたいというふうに思います。事業の中身は、いろいろ私は意見を持っています。しかし、これはやはり地域の住民要求があれば、有利な事業を活用して進められることは、それはそれとして可とするものであります。また、意見のあるところは、これはまた違う機会で議論をして、やはりその事業の中身を改善していくということで議論をしたいというふうに思います。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 いつも聞くわけやけど、この補助事業の中で、平成27年度からそれぞれ尺土駅前、国鉄・坊城、単費の道路新設、道路維持、これ、平成28年度に繰越してあるけど、きょう3月15日になって、この繰越しは全部執行できたのか。未執行が残っているのか、それをまず、答えていただきたいのと、いつも同じことを言うわけやけど、今年も大きな予算、尺土駅前、国鉄・坊城が平成29年度の予算に計上してあるわけやけど、今から聞くの酷かわからんけど、またこれ、次の平成30年に繰越する、口では繰越するとは言えないと思うけど、今までのパターンからいったら同じようにまた繰越しになっていくと考えられるんやけど、その辺の考え方ですね。

それから、2点目の93ページ、都市計画総務の委託料、電線の地中化検討資料作成業務委託料、これ、去年初めて900万円予算計上された。去年の議員研修で中津川市へ行ってきた。確かに、電柱地中化になっている。工事費どのぐらいかかりますの。桁間違っ、私、1メートルあたり10万円と聞いたけど、1メートルあたり100万円と説明を受けた。こんだけの費用をかけて、電柱地中化というのは本当にええことやけども、今の葛城市の財政で3年、5年後に実際にできるのかなと思う。できないのなら、今年、これ、300万円計上してある

けども、本当にもったいない予算と違うんかなと。去年の900万円、もう執行してあると思う。契約金額が何ぼあったかようわからんけど、そんだけ金をかけてある。また、今年度300万円かけて合計1,200万円。こんだけかけて、実際に工事にかかる時期がいつになるのか。私は5年か6年先では到底無理やというふうに思うわけやけど、予算計上してあるわけやけど、もうこの発注はやめるのかやめないのか、この辺を含めて答弁を願いたい。

それから、企業誘致の件についてやけど、ここ七、八年の間、どんだけの企業を誘致したかということと、それから、今、白石さんが言われたように、企業誘致やっていかなあかんと言うわけやけども、工業地域の土地が本当にもう少なくなってきた。新村はもうゼロ、南新町、ご存じのように宏和化成、今、アオキかな、それからもう一つ、工場、来てもらった。そうやってきたら、南新町は今、残っているところとしたら4反ほどしか残ってない。薑は残ってるけども、大きな固まった、例えば3,000坪、5,000坪というような大きな企業の誘致する土地がない。そこで、都市計画も踏まえて、今、見直し作業にまだ入ってないんかわからんけど、今後、葛城市として工業地域をふやしていくのかいかへんのかということの考え方を、示してもらいたい。担当課は、観光課か、都市計画課になるのか。市街化をふやすのは都市計画や。企業誘致は観光課やと思う。観光課は今後、企業誘致をもうやめますと言うのか、どんどんやっていきますと言うのか。ところが、やると言っても土地がない。それを横の連携をして、工業地域をふやして、どんどん誘致をやっていきますねんというふうにするのか、そこらをちょっと教えてほしい。

朝岡委員長 木村理事。

木村都市整備部理事兼都市計画課長 都市整備部、木村でございます。

ただいまの岡本委員のご質問ですが、平成19年に工業系ゾーンというのも設定をさせていただいております。新町3ヘクタール、薑4ヘクタール、新村8ヘクタール、そういう工業系ゾーンの設定もでございます。その中で、そういうところにも積極的に企業の誘致も考えていけるということで、現在、そういうふうに考えております。

次に、電線類地中化ということでございますが、平成28年度におきまして、電線類無電柱化に向けた路線を、市の推進の考え方に基づき、都市災害機能の強化、安全安心、生活環境の整備、歴史文化を生かした観光振興、魅力的な都市景観の形成等の各観点において検討対象箇所の選定を整理した結果、県道當麻寺線、八川保育所尺土線、竹内街道線、新庄停車場線、南花内・忍海線が、選定要件のポイントをつけて該当した結果、今申しました路線が4点以上ということで、一応、その路線が検討対象となり、その中で竹内街道線と新庄停車場線が重点路線ということに結論づけた中で、平成29年度にこのうちの竹内街道線につきまして、関係機関との協議を行うための資料作成、現況の埋設物、計画埋設標準図、地上機器の設置計画案等を検討するというふうなことで、300万円の計上をさせていただいております。

以上でございます。

朝岡委員長 河合建設課長。

河合建設課長 それでは、平成27年の繰越しの執行ということで、答えさせていただきます。

まず、交通安全、道路橋りょう、道路新設、尺土駅前、地域活性化、河川費で繰越しをし

ていましたが、これらにつきましては、端数は執行残という形で残っておりますが、ほぼ全額執行させてもらっております。ただし、国鉄・坊城線の用地購入費につきましては、一部、公社の分の買い戻しを使わせてもらった残、約1,100万円が未執行という形で現在残っております。

平成30年度に繰越しをするかというお話なんですけれども、平成29年度中に執行可能な予算という形で組んでおりますので、鋭意努力させていただきまして、平成30年度に対して繰越しはしないように努力させていただきたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 一応、平成27年繰越しは、国鉄・坊城線1,100万円未執行を残してほかは執行したと。私、気になるんやけど、その端数を残してと言われるんやけど、端数も何も全部繰越しの中に入っておるわけやから、きちっと消化をしないと、それだけまた国に返すといったら、その手続をしなければならぬので、やっぱりきちっと繰越しをして、例えば、道路橋りょう、これ、単費やけども、264万3,280円と細かく繰越してあるわけやから、少なくともこの金額は全部執行しないと具合悪い。繰越した金額を端数残しますということはできへんと思う。そういうことはよくきちっとしてもらいたいのと、この国鉄・坊城未執行1,100万円というのは、もう執行見込みがないということやねんな。

それと、ついでに聞いたらあかんけども、国鉄・坊城にしても、尺土駅前にしても、開発公社での先行取得は可能であると思う。それやったら、同じことばかり言うわけやけど、1年1年休んで、今年は用地交渉に集中する。予算は一般会計に計上しない。しかし、開発公社は35億円までいけるわけやから、一遍、1年分の35億円の用地を買うというぐらいの姿勢で臨んだらどうかと、私は思う。本当にそのぐらいの気でいかんと、もう今、平成29年、市長が言われている平成31年まで、あと今年を入れて3年しかない。3年で今計画している新市の建設計画の事業が完了できるのか。こんな調子でいったら、とてもやないけど、尺土にしても、国鉄にしても、完了は無理やと思う。そやから、私もこんな嫌味なことも言うわけや。用地さえ買うたら、工事は何ぼでも、1年でも可能や。だから、そのぐらいの気持ちでいかんと、とてもやないけど完成できへんと思うから、ちょっときつい話ばかりして悪いけど、そういうぐらいの気持ちでやってほしいというふうに思います。

それと、電柱の地中化、確かにこの業務を発注したら、その中で、竹内街道、新庄停車場線、いろんな計画ができ上がる。ところが、私が言うてるのは、ほんまに5年、6年先で工事に着手できるのかということや。そやから、中途半端に終わるのであれば、平成28年執行しているので、一層のこと、平成29年でやめたらどうかと思う。これからどんどん計画して行って、実施設計入って、たった1年、2年でやっていけるといふんなら、これは結構な話や。そやけど、計画だけに1,000万円か1,200万円も金かけて、4年、5年先でしかできへんねんと。そやから、基本設計、即実施設計という形でやっていけるのならええけど、5年、6年先にしかできないのであれば、思い切ってやめて、執行してしまった分は仕方がないにしたかて、もう今回やめるというぐらいの考え方はないんかということを知っているわけや

んな。

それと、今、市街化ふやしたらどうですか、工業系ゾーンがあります、それは皆わかった話をしとるわけ。では、工業系ゾーンで何ができるねん。今、市街化から100メートル、条件が一致したものはできるけども、それ以外で工業系に倉庫が建つのか。何が建つんかというたら建たへんわけや。ただ、工業系を設けたのは、シャープが堺に行く前に地元に残ってほしい、同じ面積を残す、その面積を残そうと思ったらどこにあんねん。新村しかないやないか。あそこで8町を入れたる。はじめ、シャープのそばや。ここにも工業を引っ張ってきたい。工業系を入れる、新町もそうや。そないして入れてあるだけであって、今、必要としている大きな企業、誘致があった。はい、どうぞ来てください、出せる土地がないから、こんな話もしているわけや。ほんで、市中から100メートル以内のどこにある土地であったら行ける。ただ、そんだけ先に使ってしもたら、その離れたところにある土地、何にも使われへん。100メートルを超えてしまったら使えない。工業系ゾーンに指定してあるだけで、利用できない。そういうことやから、工業系ゾーンにしてあるのは、ああいうシャープのような大きな工場を引っ張ってきたら、8町の面積でもいける。そやけども、そんな1,000坪や2,000坪の小さい工場が来てもうたんでは、あとの土地利用ができないということで困っているわけや。それで、行政は、工場誘致しますと言って、どんどん太鼓をたたいているわけや。ところが、引っ張ってくる企業はない。大きな企業が来たら土地はない。こんな状態で何ぼ太鼓をたたいてもあかん。そやから、やっぱり足元からきちっとやってもらいたい。ということで、声を大きくして言うとするわけやん。そやから、一遍、横の連絡をしてもらって、見直しはすぐできないにしても、もう今から計画をして、次の見直しのときにはどこに工業系をふやしていくねんという形も検討してもらいたいということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

朝岡委員長 木村理事。

木村都市整備部理事兼都市計画課長 ただいまの岡本委員のご質問ですが、この300万円の委託費の執行につきましては、内部で十分に検討したいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 3点ほどご指摘いただきまして、ありがとうございます。企業誘致というのはどういう手法でやっていくのかというのを、再度やり方を構築していかなあかんのかなと思っています。それで、選挙のときもそうやったんですけど、私はその地域の活性化の中で、企業を活性化するというのは、ある意味マッチング作業が、行政ができる最大限の作業ではないかと。実際にその企業に対してお金を渡すわけにはいきませんし、建物を建てるわけにもいかない。その中で、じゃ、その企業は何を行政として手助けできるのか。それは、企業間で独自の技術を持っておられる優秀な企業もございますし、そういうふうなものを、外部とマッチング作業をお手伝いさせていただく。

実は、企業合同説明会も同じ考え方でございます。この件につきましては、急遽やられたみたいなんですけども、マッチング作業の中では手法がいろいろとあると思うんですね。そ

れで、他市では割合と単独でやられているというところは、実は少ないんですね。広範囲の中のエリアの中で、なおかつ、合同説明会等は有料でやられているというような形式をとられているところが多いように思います。今回は、一応、無料という形で試行錯誤しながら、その対象とする労働力のマッチング作業も、対象を葛城市に限定するのか、それとももう少し広いエリアで考えるか。これは広いエリアになったら、今現在でも、実はやられているところがあるというのが実情なんですね。そやから、その辺をちょっと模索したいと思っています。

それと、企業誘致についても同じことやと思うんです。これも、市と企業とのマッチング作業やと思います。当然、セールス的な市からの働きかけがないといけない。県を含めてそういうマッチング作業をどのような形でやっていくのが一番効率がいいのかというのは、つくっていく、構築していかないといけないと思います。行き当たりばったりの、市外の企業に声をかけるというのも1つの方法なのかも知れないけども、ある種、その手法ですね。もっと研究していきたいなと思っています。

それと、無電柱化の話でございます。これは計画的にやられてまして、もうその計画の作業が進んでおる段階でございます。それでこれは奈良県が入っているのかな。今現在、挙げている新庄駅前のところと、それと竹内街道、これは県の方の7期の事業に入っております。それで、當麻の参道のほうは県道でございますので、市が計画をするという形にはなっておらないんですけども、その辺もある種、無電柱化というのは非常に高コストでございます。パイロット的に100%国でやっていただけるようであれば、やっていただく価値はあるのかなと思っています。その辺の検討も含めまして、継続的なものとして、今回、一応上げているということでございます。ご指摘もでございますので、その辺の執行につきましては、再度考察をかけたいなとは思っておりますが、昨年の予算ヒアリングの段階で、従前からそういう計画をなされてて、それで、もしそういう補助金等がとれる可能性だけは残しておかないといけないのかなという思いの中で、300万円の予算計上を認めた次第でございます。考え方としては以上でございます。ご指摘のところは、再度検討できるところは検討していきたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員、よろしいか。

岡本委員 はい。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 それでは、ないようでございますので、私から1点だけ、要望というか、意見なんですけど、せっきくの機会なのでこの尺土駅前広場の整備の件です。今ようやくご苦労いただいて、駅から東側のほとんど用地が買収できて、いよいよあそこの道が広がっていただけるということなんですけどね。ご存じのように、あの168号と疋田の郵便局へ行く道、あの踏切の手前に電柱が立っているんでご存じやと思うんですけどね。ちょうどあの電柱は、大型車両が来て、いつも、いわゆる南側から北へ国道へ行く道の各車両が困っておられる。すごくあ

の電柱が邪魔なんですよね。もし何らかの形で、今回この道路を拡幅されるときに、あの電柱が移設できるような何か交渉事ができるんやったら、1回検討しておいてほしいんです。ちょうど踏切のきわにあって、南平さんのもともと医院があって、川があって、道路があるでしょう。そこにすぐ踏切があるでしょう。かなり道路の、いわゆる東に寄ったところに電柱が1本あるんですよ。その電柱があるがために、例えば、北から南に大型車両が来たら、だいぶ手前で待たないかん。そうすると、せつかく道が広がったら、多分もう逃げるところない。どうにかありませんか。

土谷部長。

土谷都市整備部長 ただいまご指摘いただきました電柱についてですが、今、委員おっしゃられました南平医院のところ、河川の改修もかかりますので、その際に協議の上で、河川の改修というか、橋りょうの拡幅が出てきますので、そのときに支障になる部分、協議をしまして、通行の支障にならないようなどころへの移設というのは可能かと思えます。

朝岡委員長 検討していただくといいことですね。お願いいたしたいと思えます。

それでは、この5款農林商工費、並びに6款土木費の質疑を終結いたします。
休憩をいたします。

休 憩 午後2時39分

再 開 午後2時55分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、7款消防費及び8款教育費の説明を求めます。

安川総務部長。

安川総務部長 総務部、安川でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、私の方から、7款、8款についてご説明の方をさせていただきたいと思えます。
事項別明細書の96ページの方をお開き願ひたいと思えます。

まず、7款消防費、1項1目広域消防費でございます。5億551万5,000円の計上で、奈良県広域消防組合への負担金となっております。

次に、2目非常備消防費でございます。3,585万2,000円の計上で、消防団員130人の報酬と消防団活動等に要する経費でございます。

続く3目消防施設費でございます。557万1,000円の計上で、消防施設整備に係る経費でございます。

98ページに移りまして、4目災害対策費でございます。716万4,000円の計上でございます。災害対策等に要する経費でございます。

続く99ページに移りまして、8款の教育費でございます。1項1目教育委員会費につきましては、149万7,000円の計上で、教育委員会に要する経費でございます。

次に、2目事務局費でございます。3億5,837万6,000円の計上で、教育長及び職員11人の人件費を初め、幼稚園、小学校、中学校の英語教育派遣委託や学校給食特別会計への繰り出し金などが主な経費でございます。

101ページに移りまして、2項1目小学校費の学校管理費でございます。1億3,912万

1,000円の計上で、職員7人の人件費を初め、小学校の維持及び運営に要する経費でございます。

103ページに移りまして、2目の教育振興費でございます。3,860万9,000円の計上で、小学校振興に要する経費として、扶助費では要保護、準要保護の児童援助費などが主な経費でございます。

104ページに移りまして、3項1目の中学校の学校管理費でございます。6,558万5,000円の計上で、職員6人の人件費を初め、中学校の維持運営に関する経費でございます。

続く2目教育振興費でございますが、3,284万2,000円の計上で、中学校の振興に要する経費として、扶助費では、要保護、準要保護の生徒援助費等が主な経費でございます。

106ページに変わりまして、4項1目幼稚園管理費でございます。2億9,340万9,000円の計上で、職員30人の人件費を初め、幼稚園の維持管理・運営に要する経費でございます。

続く2目教育振興費でございますが、3,540万円で幼稚園の振興に要する経費でございます。

108ページをごらんいただきたいと思います。5項1目社会教育総務費でございます。5,295万6,000円の計上で、職員3人の人件費を初め、国民文化祭実行委員会を初めとする各種団体への補助金などが主な経費でございます。

続く2目人権教育推進費でございます。314万円の計上で、人権教育に要する経費でございます。

110ページに移りまして、3目文化財保護費でございます。2,266万5,000円の計上で、文化財の保護に要する経費でございます。

続く4目公民館費でございます。1億2,275万円の計上で、職員3人の人件費を初め、公民館の運営及び施設維持管理に要する経費でございます。

112ページに移りまして、5目コミュニティセンター管理運営費でございます。860万9,000円の計上で、コミュニティセンターの維持管理等に要する経費でございます。

続く6目文化会館費でございます。1億8,898万7,000円の計上で、職員4人の人件費を初め、文化会館の運営等に要する経費でございます。

114ページをお願いいたします。7目の図書館費でございます。6,801万8,000円の計上で、職員4人の人件費を初め、図書館運営や図書購入等の費用が主な経費でございます。

116ページに移りまして、8目歴史博物館費でございます。5,513万5,000円の計上で、職員3人の人件費を初め、歴史博物館の運営や管理に要する経費でございます。

次に、6項1目保健体育総務費でございます。2,162万4,000円の計上で、各種スポーツ大会助成などが主な経費でございます。

118ページに移りまして、2目体育施設費でございます。1億1,339万8,000円の計上で、職員3人の人件費を初め、体力づくりセンターの指定管理に係る運営補てん金や施設維持管理等に要する経費が主な経費でございます。

以上をもちまして、7款消防費、8款教育費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました部分に関する質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 引き続き、ただいまご説明のありました消防費並びに教育費について、質疑を行ってまいります。

まず、7款消防費の1目広域消防費5億551万5,000円、これは県広域消防組合負担金であります。前年比で81万8,000円ふえているわけでありますけれども、基準財政需要額費でどのようになっているか。また、この積算根拠について、改めて説明を求めておきたい、このように思います。

それから、97ページの3節消防施設費についてであります。13節委託料、並びに19節の負担金補助及び交付金が計上をされております。それぞれ消火栓の整備、並びに、それぞれ大字、自治会等における初期消防に係る格納箱に入っているホースや筒等々の機器などの整備に係る費用でございます。今年は防火水槽の設置がないわけでありますけれども、防火水槽の大字要望そのものがなかったということなのか。私は常々、予算や決算委員会等において、高額な地元負担がある防火水槽については、これは消防当局と整備計画をつくり、その地域の事情、環境に応じて設置をしていくべきではないのかと、充足をしているということなのかということでご議論をしてみたいわけでありますけれども、その点、まずお伺いをしたいということと、それぞれ今申しました委託料、さらに負担金補助交付金に係る事業の内容についてお伺いをしておきたい、そのように思います。

朝岡委員長 門口生活安全課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。

奈良県広域消防組合の負担金のことでございます。広域に対するその負担金のことでも聞かれていますことでもございます。今現在、広域消防組合の負担金の方で、これ、基準財政需要額についてということでも聞かれております。今の平成28年度の7月の算定時期ということで、6億2,737万6,000円ということになっている次第でございます。平成27年度につきましては、6億1,528万5,000円ということで、少し金額的には上がっております。予算ベースの前年度比の方で、これ、81万8,000円の増額となっております。

人件費におきましては、平成28年3月末で3名が退職するというのを聞いております。3,611万5,000円の減額となりますが、常備消防費で2,922万7,000円の増額となっております。その主な理由としまして、一般会計、これは本部への拠出金でございます。その内容としましては、デジタル無線及び指令台の保守費用として、葛城市の消防費に係る基準財政需要額割りにより案分された保守費用1,147万1,000円、また、退職者の補充に伴う新規採用者の人件費4名分1,707万8,000円、また、公債費の増加分876万6,000円が新たに発生し、一般会計の繰り出し金が増額になったわけでございます。

消防施設費の増額としまして、会員訓練棟の整備、来年度、その訓練棟の整備をされるわけでもございますが、349万1,000円がその中に入っております、285万1,000円の増額となっております。

公債費の増額としましては、平成27年度に整備されました水槽付の消防ポンプ自動車、これは緊急防災減災事業債で整備したものでございます、4,200万円したわけでございますが、新たに29年度から元利償還金が始まりますので、11万9,000円がその分返さなければいけないということで、公債費の方がふえております。

この奈良県の広域消防組合ですが、26年4月に発足しまして、37の市町村より組織されたものでございます。組合の経費につきましては、各市町村の分担金や手数料、また、補助金で運営されておりますが、合併後、組合職員として新たに採用された者、その者については、これは配置人数に応じて組合が算定した割合によって各署に一般会計の繰出金として負担するようになっております。人件費以外の経費につきましては、合併以前の自賄いということで運用されてきて、その中で、葛城消防署としましては、広域合併で生じた新たな経費等については、先ほど言いました消防救急無線のデジタル化、高機能システムの指令台の導入等の整備があります。これも基準財政需要額割で案分した費用分の負担となっております。そういうことでご理解いただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、消火栓のことでございます。消火栓は、平成29年度の計画としまして、4カ大字を計画しております。一応、計画箇所につきましては、寺口、脇田、新村、當麻、その4カ大字を考えております。360万円ということで、残り30万円でございますが、既設の消火栓で特に地下に埋設している消火栓が、道路等陥没によりましてふたがあかないとか、そういう状態になっている箇所もございます。その分を工事費用として計上させていただいているものでございます。

続きまして、消防施設の整備事業補助金でございます。120万円ということで予算計上させていただいております。この部分につきましては、消火栓器具の収納箱や消火栓ホース、筒先、スタンドパイプ、消火栓機器の購入に対しまして、市の方から3分の1の補助をさせていただいている、そういう事業でございます。いつも議員等から聞かれておるわけでございますが、住民の安心安全というのは、実際、自治体の責務でございます。火災のときには初期消火というのは大変重要なことであり、特に消火栓、防火水槽というのはなくてはならないものでございます。大字にも必要な消防水利を不足のないように設置するというのは、市だけではなく各大字におきましても、自分のまちは自分で守るという意識を持っていただくということも基本になると私は思っております。

防火水槽につきましても、平成27年度につきましては、兵家と木戸、設置させてもらいました。平成28年度については、要望がなくこの平成29年度についても、これは大字の方から要望等ございませんでした。水利の方につきましては、消防等ともまた十分考えていかせていただきますし、また、大字の方で用地の方、実際、この用地が手に入ったから、防火水槽を要望したいというそういう要望書の方もいただいて、その中で、市としてまた検討させていただくという、そういうスタンスを今までとっておりますので、また、ご理解いただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 門口課長の方からご答弁をいただきました。それぞれ、広域消防組合の負担金5億円余りの積算の根拠についてお伺いをしたわけでありませぬけれども、だいたい、今回の場合はざっくり基準財政需要額の80%ぐらいになっているわけでありませぬけれども、私は以前に計算したときには、80%にもなかつたん違ふかと、4億円台ぐらいではなかつたのかというふうに思うんですね。広域化前には、だいたい5億円未満の、やっぱり消防に係る費用、常備消防の費用だった。それが、合併の1つのメリットとして、指令塔、あるいは、総務関係初め、統一化できて、人事は一本化して、そういう部分が経費の削減になるんだということでありませぬし、救急にしても、火災にしても、東室であるならば、高田の近くにある支署から駆けつけられると、火事、救急にしても、そういう説明があつて、いろいろメリットを説明していただきました。

しかし、この前の総務建設だったでしょうか。協議会での話では、あと何年だったでしょうか、記憶ちょっと定かでありませぬけれども、自家賄い方式から、広域消防そのものがそれぞれの負担金によって運営されるということになれば、これは支署が多過ぎて体制的に大変なら、支署を減らしていくというふうな話も出てきているわけですね。現状、負担金が5億円を超える費用になって、全く財政的なメリットが出ていない。これは平成26年ですね。だから、3年目ということで、なかなか広域化のメリットが出にくい。いろいろ設備そのものの整備とか、無線のデジタル化、あるいは、指令台の新設とかで、これは一定やむを得ないと思うけれども、近い将来、これはそれぞれの、とりわけ吉野の方には、支署をやっぱり減らさなければ、到底、財政的に大変なことだし、大変なことをそのままそれぞれの自治体に負担をしてもらうというのもなかなか言いにくいというような形で、統廃合をせざるを得ないというふうなことになるわけですね。この辺が、本当にそういうことが今議論されているのかということを確認しておきたいというふうに思うんですね。

とにかく、当時、これを議論したときに思い出します。当時、岩井消防長でしたか、私を信用してください、絶対にこのことによって市民の皆さん、行政にとっても大きなメリットがあるんですと、こういうふう言われ、私信用して賛成したんです。ところが、北花内のJRのプレミスト、あそこの6階で火が発生したときに、はしご車が入れない、使えないと言うんです。葛城市で一番広い道なんですよ。電線があるから使えない。こんなあほな話あるかい。日本のまちに電線がない、電信柱がない場所なんてありません。そして、そのプレミストでも結局亡くなりました。疋田でも3人亡くなった。本当に広域消防になって、機能的に本当に対処していただいて、はしご車も出動していただいて、適切にやっていただければ、こんなことにはならない。ならなかつたんです。ここになってまたこれ、支署を減らしていこう。こんなことを言われたら、どないなりますねん。

この場に、組合議会に出ている委員いませんから、詳しい内容はわかりませぬけれども、こういう状況になっているんですね。市長にはもうぜひ、こんな状況、3年目でこういう結果なんで、財政的な問題もありますけれども、実際に、消防の実務においてこういうデメリットが出ていて、ここはやっぱりきちっと消防本部で議論していただいて、どう改善するかというね。確かに、一度ここへ幹部の方に来ていただいて、ご説明いただきましたけ

ども、改善されていない。これは強調しておきたいというふうに思います。

それから、防火水槽あるいは消火栓等の問題です。防火水槽は大字要望がなかった。大字要望があったから、木戸と兵家とつけました。こういう話です。もちろん消火栓も、これは大事ですけども、今、防火水槽というのは機能が物すごくよくなっていますね。本当に初期消防において防火水槽があれば、それこそ消防の分団の方が駆けつけて、そこから水をとって初期消防かをすれば、大きな効果があるんですよ。消火栓から引いてというのは、これはやっぱりなかなか大変なんですね。1本しか引けないわけでしょう。ですから、私はやっぱり防火水槽は、きちっとそれぞれの大字、自治会において、それは課長が言うように、自分たちのまちは自分たちで守っていこう。それをいえば、自分の命や財産は自分で守っていこうみたいな話になる。それで、住民の皆さんの安全や健康や福祉を守ることができるのか。防火水槽を設置するとやっぱり1,000万円を超えるでしょう。昔はそんなにしなかった。半分ぐらいでいけた。しかし機能が悪かった。容量も少なかった。今は機能がよくなっています。

だから、山田の大字、失礼ですけども、1,000万円の防火水槽をつけて、その10分の1、100万円の負担が要るんです。そこに持ってきて、用地の確保が要るんですね。用地がないとつけられないんですよ。今は道路に、昔みたいに、ちょっとこれ、道路管理者に言うて、ここを掘らせてくださいと、防火水槽をつくってくださいというわけにはいきません。やっぱり用地費が要る。確かに、葛城市の公共用地の取得に係る助成制度で条例ができました。2分の1を負担、援助するというのは、これはこれで評価はできますけども、やっぱり100万円の負担と、そして、用地の負担は大きな負担になるんですね。これがあるから、なかなか防火水槽そのものが要望していけないというのがあるわけですよ。しかも、寄附金という形でしょう。分担金ではありません。

だから、これは私もう30年間、言い続けております。その結果、変わってきてるんですよ。2分の1から5分の1、そうやってだんだんと、今、10分の1になってきてるわけです。しかし、この間、10分の1でとまったままになっている。もう全然改善する気持ちもないのか、ずっとそうなんです。負担があるため整備ができないなんていったら、これは私は行政の責任やと思う。市民の皆さんの安全、健康、福祉を守ること。これは自治体の義務です。今は、福祉の増進ということに変わりましたが、だから、少なくとも百歩譲って、やっぱり大字要望で対応する。これはこれで、お金のある大字は設置してもらったらよろしいと思います。そやけども、財政規模が小さい、あるいは、人口規模も小さい、そういうところについては、やっぱりきちっと行政自身が必要なところに、計画的に設置をしていく。そのための土地や工事費に対する負担の軽減を、更に強化する、あるいは、なくしていく。

街灯も一緒じゃないですか。街灯も何回も何回も議論する中で、やっぱり通学路、こういうところはきちっと行政が責任を持って計画的に設置していこうということに変わってきました。岡本さんは、財政がひっ迫して大変や大変やと言われるので、なかなか負担を軽減することには踏み切れないかもわかりませんが、やっぱり必要なところには、設置する。この点、消火栓もそうですね。宅地開発されたところは、業者にやっぱりちゃんと指導をしてつけてもらうというのはいいけども、必要なところにきちっと配置できるように、やっぱり一

定の基準を設けて、やはり市が責任を持って配置すべきものと、大字である自治会の要望に応じて、設置すべきものを峻別をしてやっていただきたい。もうこの点、お答えにくいと思いますけれども、市長の方からもよろしく願いをしておきたいというふうに思います。とりわけ、広域消防の方、ここは本当に裏切られたと言うたらあれですけども、信用して、今のところは裏切られたみたいになっているわけですよ。あと5年したら、ひょっとしたら、負担金が減って、それこそ言われていたようなメリットがまさに出てくるかどうかわかりませんが、とりあえず、お伺いしておきたいと思います。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。広域消防の件につきましては、2回、会議に実は出席させていただきました。その中で、少し驚いた議論がありましたので、それはちょっと考え方がいかなものかと申し上げたのが、支署の統合の話でございます。あくまで統合を前提とした話ではなくて、あくまでシミュレートだという中で、一部のエリアの支署統合が議論されておりました。本来、消防という部門につきましては、各自治会がその自治会の責任においてお金を投入しながら、そのエリアの防災といいますかね、特に火災の部分を請け負ってきた部分でございますので、じゃ、統合して、今までのエリアで消防車がなくなったところはどうなるんだ。そんなむちゃな議論の仕方はないということを申し上げました。ですから、本来の本部機能と指令機能等の統合に置くべきではないかと。もし、支署統合するのであれば、分担金の徴収はできないという考え方もあり得るという話をしました。やはり支署統合しますと、当然のことながらそのエリアの防災も、並びに救急車の時間が非常に延びてしまいます。ですから、じゃ、特に山間地域は、過去において安全面確保において議論された考え方をどうするんだということを申し上げました。支署統合はないという形で今現在進んでおります。

それと、先ほど白石委員がおっしゃいました、新庄JR駅前のマンション等、疋田等、火災による死亡事故がございました。その当時、消防署の方がこちらに来ていただきまして説明をお伺いした中では、正式な運用は、まだ開始されていなかったというようなお話をされていたと思います。当然のことながら、その運用の面が改善されていくとは思いますが、さらにそれは強く訴えていきたいなと思っております。

それで、もう一つは、防火水槽の件ですね。委員がおっしゃること、私も昔に質問した記憶があるので、ちょっと答弁しにくい立場になってしましましてあれなんですけども、消火栓と防火水槽の本来の役割は、多分、違うんやろうと思います。消火栓というのは、あくまで、初期に応急的に対応するのが消火栓で消火するが最終的に消し込むということは多分できないだろうと。その中で、山間の方でしたら、よく自警団等の消防団組織では、まず、水の確保の訓練をする。池水を、もうこれは許可なしにあけるという理解の仕方で、なおかつ、水路が入り組んでいますので、その水路の流れ先を理解して確保するというのを、多分、どこの自警団の方も山間の方はそういう教育といいますか、訓練をしていると思います。ただ、これが平地になりますと、なかなかその水の確保も難しいところがあるかと思えます。ため池等は結構あると思うんですけども、そこから水を引くことになれば、何台かのポン

プをつなげるようなことも考えなくてはいけない。そのエリアがどういうエリアになっているのか、防火水槽の配置の位置を、まず1回確認させてもらわなあかんのかなと思います。その中で、果たして、それがどこまで整備できるのかどうかというのはわかりませんが、安全を守るということは、非常に大切なことではございますので、そういうようなことも一応、検証しないとイケない。この予算委員会でいろいろ検証しないとイケないことをいっぱいいただいておまして、どの時間の範囲内でできるのかわからないですけども、最大限努力をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 消防の広域化については、荒井知事がリーダーシップをとって、広域化を全国に先駆けてやってきているわけでありますから、私は広域化したメリットがやっぱりあるというふうに思います。しかし、そのメリットを、やっぱり地域で頑張っている消防団や消防署が、その機能がより発揮されて、そして、かつ、やっぱり財政的に負担が軽減される、これがやはり地方自治体の小さなまちの大きなメリットになるわけで、これをきちっと伝えていただきたい。信用したおまえが悪いんやと言われたら、さっぱりですけどね。やっぱり広域化してよかったというふうに言えるような状況をつくっていただきたいというふうに思います。

それから、防火水槽を初め、初期消防に係るいろんな機器類、これらについても、昔からちゃんと地図上に、ここに防火水槽があるというものを持っているので、それを見れば、どこが空白になっているか、一発でわかるわけですから、これらを区長会なり、区長さん、大字の役員さんにご相談をして、ちゃんとした現状を把握して、そして、何ができるかということをやっぱり打ち出していきたい、このように思います。もちろん、負担の問題も同時に解決していけるように、2分の1から3分の1、3分の1から5分の1、5分の1から10分の1ということで、昔は大変、市町村の財政力が弱かったですから、これはこれとして歴史的に一定やむを得ない背景があったというのは私も理解していますが、今はちゃんとそこに税金をもって整備できるという環境があるわけですから、ぜひ、善処をしていただきたいということを述べておきたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

山本委員 100ページ、2目事務局費の中で、13節委託料、この中で、小中学校英語教育講師派遣委託料及び幼稚園英語教育講師の派遣委託料とありますが、この講師というのは特別な先生がいるのでしょうか。幼稚園から英語になじませていただいて、非常にありがたいことなんですけど、中学校となれば、実際に英語の先生がいてると思うんですけど、別枠でこのような予算の計上をしているということは、外国の先生が来ているのかなと、私、ちょっと想像しているんですけど、果たしてどうなのかなということ。

それともう一つは、合わせて2,000万円近くの予算が計上をされておりますけど、この事業についての英語についての成果というのはどれぐらいのレベルのものが出ているんかとい

うのを、教えていただきたいと思います。

それと、もう1点、102ページ、学校管理費の中で、13節委託料、この中で、児童安全下校指導業務の委託料473万3,000円とありますけど、こちら、中学校と幼稚園はないんですけど、小学校のみにあります。子どもたちの安全安心の中でこういう予算どりをさせていただいていると思うんですけど、我々が小さい頃というのは、こういうのってあったのかなというのがあるんですけど、いわゆる子どもたちは地域で守る、また、PTAで守るというのがあったと思うんですけど、この委託というのは、私の想像ではシルバーの方なんですか。その辺のことを詳しく教えていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

朝岡委員長 橋本学校教育課長。

橋本学校教育課長 学校教育課、橋本でございます。

今、委員のお尋ねの件でございますが、まずは、英語教育についてお答えさせていただきます。

小中学校の英語教育の講師派遣委託料のことでございますが、中学校に各校1名ずつ、常勤で派遣しております。それから、小学校につきましても2名のネイティブのALTを派遣しております。それにつきましては、中学校につきましても、常勤で英語の時間を使いまして英語の担任の教師とともに英語で話をすることで授業に参加しております。小学校につきましても、今現在、小学校の英語授業が高学年でございます。その分につきましては、2週に1回、ALT中心の授業をしておりますし、また、1年生から4年生までの学年につきましても、英語の授業を実施しておりますし、ネイティブの英語を耳から聞くということで学習を進めております。

また、幼稚園につきましても、年間30回、5つの園を、これも委託で、これは幼稚園ですので、日本人の方で英語で遊ぼうというふうな形で実施をしております。

効果につきましては、中学につきましては、英語の方の授業で実際に生の英語で聞くということで、そういうところで力をつけていると思いますし、小学校につきましても、特に遠足に出かけたり、それから、修学旅行で6年生と県外の方へも出かけていきます。そういうところでも、やはり観光地等で外国の方と出会って、声をかけられたりしても逃げることなく答えるようなことが多いというふうに聞いております。

英語につきましては、以上でございます。

児童安全下校指導の方でございますが、こちらにつきましては、まずは小学校で、新庄、新庄北、磐城、當麻小学校につきましては、各3人のシルバーの方に来ていただいて、下校の見守りをしていただいております。それから、忍海小学校につきましては、同じように3人なんですけれども、忍海の場合、遠距離がございますので、遠距離も含めて合計3人、各校3名のシルバーの方々が下校指導についていただいております。そのほかにも、地域の方で、いろいろ見守り隊等が実際に活動していただいておりますので、登校時、それから、下校時、そういうところも地域の方に見守っていただいているということもございます。

幼稚園につきましては、基本的に園までの登園は保護者の方で送り迎えをするということになっております。

そのようなことです。どうぞよろしく願いいたします。

朝岡委員長 山本委員。

山本委員 ありがとうございます。私はこの事業については、初めて知りました。結構しっかりと英語の授業をとっていただきまして、本当に葛城市は教育のまちと言われるぐらい熱心にやっ
てもらっています。非常にありがたいことやと思っております。今後ともよろしく願い
いたします。

それと、児童の安全下校指導委託料ですか、各校3名、ほぼ3名で足りるのかなというよ
うに今思ったんですけど、この辺はいかがですか。場所的な部分とか、学校の前だけなのか、
どういうふうな方法でやっているのか、もう一度お願いいたします。

朝岡委員長 橋本課長。

橋本学校教育課長 今のご質問に対してですが、実際にシルバーの方にさせていただいている分につき
ましては、低学年、中学年、高学年と下校の時間が違っております。下校も固まってるの集団
下校になっておりますので、その時間になりましたら、学校から一番最後の集合場所まで一
度ついていっていただきまして、また、次の高学年等の下校時間には、もう一度また戻っ
てきていただいて、またそこで見守って下校についていただくという形で実施させてい
ただいております。

朝岡委員長 山本委員。

山本委員 ありがとうございます。今後も続けていただけたらと思っております。どうもありが
とうございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

吉村委員。

吉村委員 それでは、98ページ、災害対策費の19節負担金補助及び交付金の防災士育成事業補助金、
これは、教本とか、受験代というふうに載っていますけれども、今現在の人数と、それから、
防災士の役割というか、仕事内容をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

それから、教育費に入りまして、102ページ、小学校費の委託料、警備委託料ですね。こ
れが97万3,000円ということなんですけれども、それから、105ページの中学校費の委託料に
なりましたら43万円ですね。ところが、107ページの幼稚園費の警備委託料が39万円とい
うことなんですけれども、極端に幼稚園費の方が低い。これ幼稚園5園ですよ。小学校5校
ということで金額がかなり違うんですけれども、幼稚園、これ、全部5園全部の警備となっ
ているんでしょうか。その点、お聞かせ願いたいと思います。

朝岡委員長 門口生活安全課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしく申し上げます。

防災士の方のご質問をいただいたわけでございます。防災士の方ですが、昨年、5月11日
に設立総会をさせてもらいました。その趣旨に賛同していただきました方々38名の方をもっ
て防災士会、それが結成されたわけでございます。それと、あと、防災士の育成というこ
とで、先ほど委員がおっしゃっていただきましたように、平成28年度、防災士の県のリーダー
研修とか、あと、現役の消防団、また、消防署職員等のそういう補助もさせてもらいまし
て、

その方々が39名おられました。現在、防災士会は、合計77名おられます。防災士の有資格者でございますが、こちらの方でつかんでいるその数としましては90名おられるという話は聞いております。ただ、防災士会の中に有資格者、持っておられる方も、入らない方もおられますので、一応、90名の有資格者がおられるということで聞いております。

防災士会の役割でございます。これらの方は、防災に対しての専門的な意識、知識、また技術、技能を有していただくということで、その方々を地域のリーダーとして、実際、地域に帰っていただきましたら、防災減災活動の中心として活動いただきたい、そういうふうを考えております。そんな中でも、防災士会の中で、その研修に向けての研修会等、年に三、四回させていただいておりますので、これからも平成29年度も、避難所の運営等についてのそういう研修等も近々やっていくという、そういうこともちょっと計画させてもらっている次第でございます。

朝岡委員長 前村教育総務課長。

前村教育総務課長 教育総務課の前村でございます。

吉村委員のご質問に対して説明させていただきます。

まず、102ページの小学校費の警備委託料97万3,000円につきましてですが、これにつきましては小学校5校全ての夜間等機械警備セコムのお金でございます、月1万6,210円掛ける12カ月分掛ける5校分で97万3,000円でございます。

それから、105ページの中学校の同じく警備委託料43万円につきましてですが、これにつきましても、新庄中学校におきましては、月1万9,556円の12カ月分。そして、白鳳中学校につきましては、先ほどと同額の1万6,210円掛ける12カ月分の年間分を合わせた43万円となっております。

それから、107ページの幼稚園の同じく警備委託料でございます。こちらにつきましては、39万円につきましては、磐城幼稚園と當麻幼稚園につきまして、月1万6,210円の年間分でございます。新庄地区につきましては、ここには含まれておりません。

以上でございます。

朝岡委員長 吉村委員。

吉村委員 防災士の有資格者90名というのは、消防署の人皆含めて、地域の人も含めて、リーダーとなってもらう人は地域の人というのはこの90名の中からじゃなくてですね。地域の人で受けた人ですね。じゃ、その地域のリーダーとなり得る地域の人、その地域別で何名ずつかわかったら。

それと、先ほどの幼稚園の、なぜ新庄地区がないのかの理由も伺っておきたいと思います。

朝岡委員長 前村課長。

前村教育総務課長 新庄の3園についてセコムが入っていない理由ですが、こちらにつきましては、合併当初から入っていないということだけ、今、確認はとれたんですが、その経緯等につきましては、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

朝岡委員長 門口生活安全課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。

防災士会の名簿ですけれども、総会等の資料の中にはつけております。今現在、手持ちではございませんので、大字別ということになりましたら、ちょっとわからないような状況でございます。それと、防災士の養成ということで、昨年、各大字の区長さんから推挙していただきたいということで、1名等という形で案内文を出させてもらったわけでございます。その案内文に基づいて、県の方のリーダー研修、受けていただいたわけでございます。各大字の方からも申請書をいただきましたが、大字の中では出てこなかった大字も確かにございます。その方々というのが、今現在、リーダー研修を受けていただいた方というのが、17名受けられて15名の方が合格されたという話を聞いております。その方々、大字の推薦からということになっておりますので、もちろん区長さんをご存じの方でございます。その方々、また、それ以前にとっておられる方々を入れまして、大字の中でのリーダーとして防災訓練等のいろんな諸活動、また、減災関係で、いろんな知識、技術をもちろん持っておられます。

また、うちの方もいろんな訓練を通して、そういう向上も図っていきたいと思いますので、そういう面でこれからの核になっていただける方を養成していきたいと思いますので、そういう点、ご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 先ほどの幼稚園の件なんですけど、それは調べさせていただきたいと思います。過去からずっとそういう形で来ておりますので、どういう理由があるのかということも含めまして、調べさせていただきたいと思います。

それと、あと防災士の件なんですけども、こちらの方は若干、19節の補助金の方で予算的にはふやさせていただいております。わずかなんですけども、やはり大切な部門について、今年度は減額している予算が多い中でふやさせていただいている部分でございます。やはり、近い将来にそういう可能性がある、その中でやはり準備をしていく部分かなと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 吉村委員。

吉村委員 地域を聞きましてのは、各地域のリーダーとしてという感じやったので、偏っていないかなというのも気になって聞かせていただきました。区長さんの推薦だったらばらばらということなんですけども、また、手薄なところはもう一度啓発していただいて、ふやしていただきたいなというふうに思います。それから、警備の方ですけれども、過去になぜなかったかはわかりませんが、必要ではなく削っているわけじゃないと思うんですよね。前向きによろしく申し上げます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

川村副委員長。

川村副委員長 それでは、99ページ、教育費の事務局費、2目事務局費の中の7節の賃金ですね。臨時雇用賃金169万8,000円、これ、多分、学習チューターさんかなと思うんですけども、内容の確認と、ちょっと減額になっていきますけれども、比較のご利用者が多いというふうに、私、感覚を受けているんですけども、平成28年の実績、平成29年が減額になる理由というか、そ

このところをお聞かせください。

それから、もう一つは、104ページ、これは中学校費の学校管理費なんですけども、中学校は自転車通学をされていると思うんですけども、今、それぞれ白鳳中学、新庄中学の自転車通学の利用の件数、そして、また、その駐輪場の整備ですね。駐輪場がちゃんと満たされているのかというところ辺、お聞かせいただきたいと思います。

それから、107ページの幼稚園管理費の19節の負担金、一時預かり事業幼稚園型と書いてあります補助金23万円。この実施ですけれども、ちょっと前に学童保育の幼稚園という部分、なくなった経緯がありまして、それと、新しく子ども・子育ての支援制度の中に、一時預かりを幼稚園の方でもやるというような内容であったと記憶しておりますけども、その新しい取り組みをされる幼稚園型の一時預かり事業、どのような内容で実施されているかという内容について、お聞かせいただきたいと思います。

朝岡委員長 橋本学校教育課長。

橋本学校教育課長 学校教育課、橋本でございます。

川村委員のご質問に対しまして、放課後学習チューターにつきましては、35週ということを実施をしておったわけなんですけれども、両中学校とも中間テストや期末テストの前に集中して実施させていただくということで、より生徒たちの学習に意義があるかなということで、今年度につきましては、中間テスト、期末テストの1週間前を中心に集中して、そのほかにもまた実施しておるというわけなんですけれども、そこで、チューターの先生につきましては、教育実習に来ていただいている大学生でありますとか、学校卒業後も先生方と交流のある大学生など、生徒と年齢が近く、身近な先輩として学習を尋ねたり、個人の質問を聞くということで実施させていただいているわけなんですけれども、近年、なかなかこの先生方のチューターの確保についても難しい面がございまして、今年度につきましては、新庄中学校で、実際にテスト前を中心に18回、白鳳中学校で23回、生徒につきましては、新庄中学校で495名、1日当たり27.5人、白鳳中学校では生徒737名、1日当たり32人ということで実施させていただいております。

ただ、チューターの先生方が少ない面につきましては、両中学校の学校の先生方がその部分も一緒に入っていただきまして、その分を補うということで、新庄中学校も延べ195人、白鳳中学校も延べ123人の先生方でチューターの方々とともに、今回、実施していただきました。そのことを踏まえまして、新年度につきましてもテスト前を中心に行いたいということで、35週の部分を25週に減らしまして、中身を濃くというふうに考えております。

それから、続きまして、自転車通学についてなんですけれども、これは新庄中学校の自転車通学につきましては、平成26年度275人で43.66%、それから、平成27年度につきましては、264人で42.11%ということで、だいたいこの40%から45%前後を維持しているということで、自転車通学につきましても、学校の方としましては自転車通学の生徒さんが多くなりますと、危険度も増すということも学校の方から聞いておるんですけども、やはり距離が長くなりますと、その分、生徒さんたちの負担も多いということで、だいたいその程度の人数で推移していると聞いております。

続きまして、一時預かり事業の件でございますが、私立の幼稚園、それから、認定こども園等におきまして、幼稚園の1号認定によって、幼稚園に通う保護者が預かり保育等を利用する場合に対して、それに要する経費等を市町村が補助を行う事業として実施しております。平成29年度は、せいか幼稚園、それから、高田カトリック幼稚園が一時預かりを行うということが決定されております。

以上でございます。

朝岡委員長 前村課長。

前村教育総務課長 教育総務課の前村です。

ただいま、学校教育課長が説明いたしました駐輪場の件で、教育総務課としましては、学校教育課の方、また学校の方で危険度が増さないような確認をできて、置き場が足りないということになりますと検討をさせていただくということになります。白鳳中学校におきましては、今現在、中学校舎の北側にあります分で件数が満たされているようですので、今現在は検討しておりません。

以上でございます。

朝岡委員長 川村副委員長。

川村副委員長 ありがとうございます。チューターということで、非常に有効にテスト前に集中されているということは、塾に行ってるとか行ってないとか、そういった個人的なことは別としても、そういう取り組みをされているということ自体はいいんですけど、先生方がそこにチューターさんがいないからということで頑張って協力していただいているということなんですけども、そのチューターの確保というのは難しいのかもしれないんですけど、チューターに幾らぐらいの時給を報酬として支給しているのか、もう一回お聞かせいただきたいところなんですけども。

それから、自転車置き場の件、非常に新庄の場合は地図を見ても、新庄区域というのはかなり、自転車通学がやっぱり多いというのは、私たちも道を通っていたらわかりますし、先生もその指導本当に大変やと思っております。ただ、PTAの方々といろいろありまして、私もちょっと聞かされていたのですが、学校が駐輪場がないからだめだというようなそんな理由で、自転車通学を許可しないと聞きました。私は、物理的な理由で置く場所がないのかなと思っていましたが、先生たちの車はちゃんと入っているわけで、子どもの駐輪場がないから乗ってきたらあかんとかというような理由は、そこはそういうふうにはならないのかなというふうに思うんですが、それ以外にもいろいろと安全面を主に考えられたら、たくさん的人数になると指導が大変やということもわかるんですけども、その駐輪場が本当に必要ならば、今ちゃんと整理整頓して置かれていると思うんですけど、整理整頓しても置けないような状況になっていないかだけ確認をしていただきたいと思います。

それと、今の幼稚園の一時預かりですね。私もちょっと勉強不足でして、その補助だけを出すということで、公立の幼稚園はしていないということですかね。要するに、前任の教育長とのいろんな話の中で、学童保育に行かれなくなった、その子どもたちはどこへ行くのかというような話の中に、この一時預かりというようなことが出ていたので、もう一回、葛城

市においてはどうなっているのかというところだけ確認させていただきたいと思います。

朝岡委員長 橋本課長。

橋本学校教育課長 学校教育課、橋本でございます。

まず、先ほどのお尋ねの件でございますが、チューターさんの費用についてなんですけれども、本当にお恥ずかしいですけれども1時間1,050円で、1回2時間来ていただきますので2,100円となっております。交通費の方は、片道260円の往復で520円ということで、交通費は近い方はもちろんないと思うんですけれども、一度来ていただきまして、最高でも2,100円と520円という形になっております。本当にボランティアという形で来ていただくようなことになっております。

それから、駐輪場とか、自転車通学のことになるんですけれども、今の許可している部分から少し距離を広げますと、中学校の方でも学校から同心円をつくって考えておるわけで、一部のところだけ通学を可能にするということではできませんので、それで、時間と、それから距離の関係で考えていきますと、もう次60%を超えるぐらいの人数になっていくということで、その辺のところをどうしたものかということで、まずは考えておると。

それから、駐輪場につきましては、とめられないということではなくて、足りています、大丈夫でございます。

それから、幼稚園の一時預かりでございますが、公立の幼稚園につきましては、平成28年度より一時預かりを実施しております。平日4時間以内が400円でございます。それから、今回の分は市内の子どもたちで、市外の私立の幼稚園へ行っている園児の予算でございます。

朝岡委員長 川村副委員長。

川村副委員長 ありがとうございます。先に、チューターさんですね。チューターさんの確保が難しいと、何年も前から答弁で言われていたと思うんですけど、今、時給を聞いたら、1,050円で、能力給というのがあるわけですので、やっぱりボランティアで来てくださいますとすることをよしとするのか、ボランティアでやってあげようという人はいいんですけど、なかなかそこはそういかない。そしたら、通常の、例えば、塾講師に行っている大学生なんかのアルバイトの基準から見たときにどうなんかないかという、その基準に、同レベルというのがあるからそこらから上がるのか私はちょっとわかりませんが、1,050円は安いのではないのかなというふうに思います。できるだけ確保に向けて、先生たちにお世話をかけるというよりか、そういった確保に向けていくのかという方向性は、また教育委員会の方でご相談をいただいたらいいんですけども、今のやり方だったら何も解決しない。ただ、形だけでやっていますでは、人は確保できてないと思います。やっぱりチューター制度を実施しているという中で、これから、じゃ、どんなふうにつきりこれを確立していくのかと、山本委員も言われた学力を向上させる、格差がなくなるように、学力格差がなくなるための取り組みであるというふうなことが前提であれば、もうちょっと先生方にお世話をかける方向なのか、それとも、チューターを雇ってそれをやっぱり別でやっていく事業なのかということにつきり決めていただいて、これからやっていただいたらいいのかなと。今、見直していかないといけないのかなというふうに思います。

それから、自転車置き場、今、45%で目いっぱいやなというのがあって、そこからそれ以上は広げることができないという現実の中で、今、現実どうなんですかということで、足りているということです、それだったら安心いたしました。

そして、次に、幼稚園のこの予算書の負担金は、市外の幼稚園に預ける場合の勘定でよかったですね。勉強しました。ありがとうございます。この一時預かり、葛城市の幼稚園内でもきっちりとされているということですね。また、もし後で、実際に一時預かりをされている実績というのがわかれば、後日で結構ですので、また教えてください。よろしく申し上げます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 もう時間がないのでまとめていきます。

102ページのところで、山本委員の児童安全下校指導、橋本課長の答弁で、シルバーに委託して1校3人、15人と説明いただきましたが、それ以外に警察のOB、警友会、ボランティアで出ている団体もあるので、それをみんな言ってもらいたい。これらの方々は、毎日、雨降っても風吹いても出ておられます。そういうボランティアの人がいてはるとのことだけは伝えたいと思います。ちょっと余計なことを言いましたけど。

それから、まず、小学校費の中で、いつも言う需用費ですけども、燃料費、多分、これ、石油やと思うけど、180万円減額して、高熱水費、これ、クーラーがつく予定で予算が組まれていると思うが100万円しかふえていない。去年の中学校と同じことやと思うが、果たしてこれで行けるのか。中学校のときは200万円ほど上げてあった。予算の見方がこれでよいのかということ。

それから、小学校、中学校合わせて使用料の中で、教育機器賃借料が予算計上されているが、コンピューターの入れかえによるものなのか。

それから、吉村委員が聞かれた教育委員会の全体的な警備委託料、これをぱっと見たら、だいたい若干下がっている。ところが大きく変わっているのが、公民館、昨年201万5,000円、今年予算が48万7,000円、文化会館247万3,000円、今年87万9,000円、体育施設403万1,000円、今年38万1,000円、大きく変わっておる。何でこのぐらい大きく変わるのか。教育課全体としてね。一応、教育委員会として、教育総務課が窓口になって業者と交渉するのか、各学校や、公民館が独自でやっているのか、あるいは、役所の中全体として、例えば、財産管理の窓口のところ、庁舎の管理が幾らやとかというふうにやってはるのか、どういうふうに決めてはるのか知らんやけども、どうもばらつきがある。

それと、もう1点わからんやけども、小学校と幼稚園は、だいたい1つの敷地の中に入っている。その警備委託料が、小学校は小学校、幼稚園は幼稚園になった。それやったら金額をちょっと上げて1つの学校敷地で契約したら、経費の節減になると思うので、そういうきちとしたことを今までからやっと思ったと思うんやけど、やっぱり検討すべきものは検討していかないと、わずかな5万円、10万円の金であっても、数が大きくなったら何百万円という金になるんやから、そこらを検討してほしい。

それから、それと、107ページの幼稚園の中で、使用料の土地の借上料526万1,000円、私もうっかりしておったけど、これ、どこの分なのか。

それから、もう1点、もう最後やけども、教育委員会に聞きたいのは、新庄小学校、通学路。特に、近鉄から東、笛堂、ふれあい地区、大変子ども的人数が多い。今、ちらっと聞くのに、国道から東にダイワハウスのマンションがある、あそことか、近鉄と国道の間、川に子どもが落ちてけがするので転倒防止柵をつけてくださいと言う。かなりきつい要望がある。そのことで地元と話したら、あれは農業水路やから、水路の管理上、困るという話もある。ところが、子どもは同じように通っているが1つも改善できてない。さっきから議論になっている、事故が起きたら誰が責任をとるねんとかいう話がある。この通学路についてはもうずっと以前、合併前から、この駅前広場をつくったときから出た。このときも、この駅前広場をする、橋をかけかえる、そこでPTAといろいろ協議をさせてもらった。なかなかPTAというのは押しがきつい。そやから、なかなか譲歩してもらえなかった。そのときに、いわゆる一旦はこの踏切を超えて、今、神社があるあそこを歩いて行ってきた。それを工事するについて、いわゆる川の西側、今、駅前広場の東側歩道ができて、歩道橋もある。ここを歩いてくれという話をせんとしたがなかなか聞いてもらえへんかった。あるとき小学生の子どもがお母さんが前におるから遮断機おりてる中をくぐってきた。その場面をたまたまPTAの役員さんが目撃した。それでPTAが一変変わった。もしこれで事故やったらどうするねん。踏切があるからこんなことが起きる。踏切がなかったら起きないというようなことで、変わっていった経緯もある。

そやから、駅前通り線、非常に大きな16メートルの道路をつけた。そやから、笛堂から、あるいはまたJRの人が来たら、いわゆる旧県道と言うてますけども、生野建設の家のところの水路をふたしてあるので、もうちょっと北へ行って、歩道の南側の歩道、出入りが多い。北側の歩道は民家が多いんで、出入りが少ない。国道には信号がある。真つすぐ来たら、どこも横断しなくても、そのまま北へ行って歩道橋を渡って行ける。こういう通学路の変更、やっぱりこういうことも教育委員会としてPTAとも相談して、口だけ子どもの安全を守るんやということやなしに、お互いに汗をかきながら、やっぱり変えるところは変えていくということをしないと、今の話を聞いていたら、押し合いですわ。PTAは転倒防止柵をつけてください。地元をお願いしに行ったら、水路の管理は、どうしますの。こうなったら、もうボールの投げ合いや。PTAが地元で譲歩してくれと言うわけではないが、通学路を変更しても、そんな遠回りにはならない。ここを通るか、向こうを通るかの違いで、距離的にもほとんど変わらない。

駅前通り線には3.5メートルの広い歩道があるので、やっぱり安全な歩道を利用して通学路を変更する。こういうことを早急に検討しないと、何年たってもこの問題は解決できない。

これから春休みに入るので、すぐにでもPTAと相談して通学路を変更してもらいたい。

PTAとこんな相談をしたら、一番先に言われるのが、子どもはかわいいので、余計に歩かせるのがかわいそう、そんなことがまず出てくる。

100メートル多く歩かせることと、事故が起きたときのことを考えると、どちらを優先に

考えなければならないのか、ちょっとぐらい余計に歩いても、やっぱり安全なところを通わせる。これがやはり一番大事なことであると思うので、その点よろしくお願いします。

朝岡委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 今のご質問にお答えさせていただきます。今、岡本委員のご指摘いただいた通学路の件なんですけれども、私が新庄小学校の校長をしておりまして3年前に、今の議論をまさしくさせていただきました。それで、当然、この駅前を道を通って歩道橋を通って行けばいいと。これは誰も思うんですけれども、そのとき学校で一番のネックになりましたのは、24号線を渡るとき、あそこに歩道橋があったら、即変えるんですが、あそこの信号、職員を配置して、何秒あって、何台通るのかも全部はかせたんです。そうすると、ほとんど渡れないんです。だから、ここを真っすぐおろしても、24号線の手前でまた歩道橋まで歩かさないといけないのです。その間に、病院のところとか、お店とかがあって、出入りの車もあります。そういう意味でいったら、歩道は広いんですけれども、出入りとか、それから、この病院の横かな、そこも抜け道になっていて車がたくさん通る。そういうふうな車の台数とかも全部調査をして、それで保護者の方と話し合いをして、今のところに一応、落ちついてるところなんです。だから、全く手をこまねているわけじゃなくて、本当にいつ事故が起こってもおかしくないという状況ですので、昔からあるところを、ほかの方もご存じで、そこを子どもたちにできるだけ端の方を歩けというような注意を重ねて行くのが、より安全だろうと。こっちを通すよりは向こうの方が安全だろうということで、今通しているわけでございます。

通学路につきましてはカラー化とか、それから、白線を引いていただいたりというようなことで、さまざま教育委員会に、その当時からお世話をかけておりますので、新庄小学校にしましても、それでいいと思っているわけではありませんので、またさまざまなご意見を頂戴して改善していきたくらうというふうに思います。

それと、もう一つ、先ほど言うていただきましたように、通学路のところには北花内のボランティアの会の方と、それから、笛堂の有志の方が、ほぼ北花内のボランティアの会は毎日、登下校に、角々に立っていただく方とついてきていただく方がおられますし、笛堂の方も、私が認識しているのは水曜日とかの下校時についてきていただいて、一緒に帰っていただくということで、シルバー人材以外にもたくさんの方にご協力をいただいて、安全対策を図っていただいております。ただ、今ご意見をいただいたこと、私、新庄のことしか言っていないんですけれども、ほかの校長ともまた十分話をしまして、より安全に子どもたちが通学できる方向を探っていきたいというふうに思います。

以上でございます。

朝岡委員長 吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。

先ほどの警備委託料の減額の件についてでございます。これにつきましては、各館の夜間受け付け業務という委託料をこちらの方で組んでおりました。その減額の理由といたしましては、昨年はシルバー人材センターに夜間業務の受け付け業務の委託ということで、中央公

民館、當麻文化会館、當麻スポーツセンター、コミュニティセンターにおきまして、夜間受け付け業務の委託料を組んでおりましたが、業務的に警備業法に抵触するおそれがあるということで、シルバー人材センターの方が受託できないという報告を受けまして、それにかわりまして、民間会社との見積もりもとったわけでございますけれども、現在の費用より約500万円程度上がるという見積もりになってしまいましたので、この業務につきましては、アルバイト職員で対応させていただきたいと考えております。毎晩、1名の体制で、二、三名それぞれの館で採用をいたしまして、空白が生じない形で輪番制で、受け付け業務をさせていただきたいと考えております。したがって、臨時雇用賃金の方でその分増額となっているところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 前村課長。

前村教育総務課長 セコムの件についてですが、小中幼と契約は個々で締結をしておりますが、見積もりにつきましては、市の教育総務課の方で一括で徴収いたすこととしておりまして、経費節減に努めておるところでございます。

それから、もう1点、新庄幼稚園の土地の賃借の場所ですが、今現在、幼稚園のちょうど運動場の東側の端に当たる部分、南道穂144番地1、1,157平方メートルと144番地2の143.52平方メートル、同じく144番地3、198平方メートルの計3筆、1,498.52平方メートルの賃借料でございます。

朝岡委員長 橋本課長。

橋本学校教育課長 学校教育課、橋本でございます。

今の岡本委員のご質問に対して、まず、小学校の電気代、予算でございますが、平成29年度に電気代の方で64万7,000円が減になるということで考えております。それで、エアコン分につきましては175万円を見込んでおりまして、エアコンについては9月、それから12月、1月、2月、3月とコストを考えております。それから、中学校につきましてはガスということで、192万8,000円の増を見込んでおります。来年度は、1年を通じてガスエアコンを使用します。また、夏季のエアコンの使用状況についても、不明な点もありますので、若干余裕を持って光熱水費の予算を組ませていただいております。

続いて、教育機器の賃借料でございますが、平成28年10月から平成35年9月まで7年間でパソコン機器のリースを組んでおります。これにつきましては、先生方が使われる教室でも使われるPC、それから、パソコン教室でのコンピューター、それから、プリンター等でございます。それで、平成28年度は6カ月で組んでおりましたが、平成29年度は12カ月で組んでおりますので、小学校が942万9,828円、中学校が389万1,756円となっております。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 ほんなら、クーラーについては、一応、これでいけるということやけど、小学5校で175万円見ておるわけやな。中学校2校で、192万8,000円。ガスの方が高いということになるわけか。そんなことを議論してるのと違うけども、そういうことになるのやな。それと、先

ほど言うた燃料費、110万円減額になっているのは石油代やと思いますが、これは電気による冷暖房になるから、石油は要らんということで減額してあるわけやな。

この教育機器については、生徒のパソコンと先生のとパソコン教室用のリース分やな。

それと、警備の方については一応、シルバーで委託していた業務委託を民間で契約しようと思ったけど、500万円がかかるので、パートで対応するとういうことになった。そういうことやな。幼稚園のセコムについてはとりあえず、新庄地区の3つの幼稚園だけが警備が入ってないと、そういうことやんな。

それと、教育長がおっしゃった通学路ですが、検討してもらったと思うんやけど、屋敷山公園のあそこに立派な歩道橋がある。たまに通るわけですわ。学校の先生が子どもについてくれたはるわけや。せやけど信号待ちしておられる。私は根性悪いので、「先生、信号待ちしなくても、歩道橋を渡ってもらわなあきまへんがな」「いやー、今まで渡ったことおまへんねん」ということでした。その歩道橋、何で使わへんかと言うたら、なかなかやっばり年配の人も出てくる。若い者ばかりやったらええのやけども、やっばり階段がネックなんですわ。そやから、どことも最近は、ここ20年は歩道橋がついていない、そういう実態なんですわ。

今、教育長のおっしゃるあそこはもともとの通学路やから、国交省でつけてもらった歩道橋です。今言われているところに歩道橋をつけよと言われてたら、ちょっとしんどいやろと思う。そやから、信号の関係とか言うけども、どっちが安全かということもよう考えた中でしてもうた方がええと思う。そうしないとさっきみたいに、「転倒防止柵つけよ」「いや、あかん」、こんなんを何遍したかて、もう先生が言うてからでも4年になりますのやろ。もうそんなん、全然、解消ないわけや。これから10年たっても、解消しない。事故が起きなかつたらええけども、やっばりこれ、事故が起きるとなったら問題やから、そこら、やっばりPTAとも議論しながらでも、やっばり考えていかんと、1人でも事故が起きたらえらいことになるので、その辺だけはいろんな問題があると思うけども、よくPTAと検討してもらいたいというように思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

阿古市長。

阿古市長 クーラーの件、実は、補正予算の方で組ませていただいております。それで、今回は一応、ガスで計上はしているんですけど、最終的に機能が同じであれば、電気でやるのか、ガスでやるのかという判断は、最終段階まで決めておりません。先ほどちょっと委員の方からおっしゃいましたように、今は電気の方が安くございます。ですから、従前の議論とは若干食い違った中で、施設整備の金額、工事費の方で、多分、安い方を選ぶ形になると思います。ですので、今回の予算計上につきましては、当初、予算組みの中で、3月の補正の中で、前年の実績での金額を予算計上しております。前年のときは見積もりといいますか、ある意味、高い金額で見積もっていたわけですけども、実際には、前年の実績金額で5校の一応、予算計上、補正予算にさせていただいておりますけども、競争原理を働かすことによりまして、電気でやるか、ガスでやるかという議論もあるんですけども、安い方で、競争原理を働かせ

ていただきたいという思いでございます。当然のことながら差金が出るという段取りでございますので、今言っている電気代等の議論は其中で理解をしていただきたいなと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 西川委員。

西川委員 今、教育関係に入っておられますけども、その前の消防費のことで、私も消防団にいましたので、若干お聞きしたいなと思ひまして、よろしく申し上げます。

消防費の中の96ページで、消防団員の報酬の件に関して、消防団員130人ということで2,126万4,000円、昨年から比べますと29万円ほど若干安くなっております。その辺の内容と、これに関して消防団員定員が達しているのか、また、定員数がなければどのようなお考えがあるのか、答弁お願いいたします。

次に、97ページ、消防団員退職報奨金、報償費の中の306万4,000円、この内容内訳をよろしくようお願いいたします。2点でございます。

朝岡委員長 門口生活安全課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。

現在、消防団の団員でございます。合計126名の団員さんがおられます。1から6分団、正副分団長と団員さん、で、幹部の正副団長5名、その方々、それとまた女性消防団12名おられます。合計126名、その方々の報償でございます。金額的にですが、平成28年度は、操法大会がありました。操法大会におきまして、訓練の手当というものをその中に加算しております。平成29年度につきましては、2年に1回の操法大会でございますので、来年度はなしということで、その分、減額させていただきました。

続きまして、退職消防団でございます。今回、退職されます消防団の内訳でございますが、第3分団の分団長、第4分団分団長、第4分団部長、第4分団団員、第4分団団員、この方々、合計5名分の報償費、それを組ませていただいております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

朝岡委員長 西川委員。

西川委員 少し、去年の消防団報償の中に、操法訓練の金額が入っているということですか。その分が今年なくなっているから、この報償費が少なくなっているという意味合いですか。それと、130名のうち126名ということは4名欠員ということになっておるわけですね、去年も4名でしたんかな、それ、もう一回、教えてください。そして、報償費の方が5名。去年は7名で上がっていましたし、その分が、やっぱり年功によって退職金が違うから、この辺が下がっているという意味合いはわかりました。先ほどの定員の件、もう一度お願いいたします。

朝岡委員長 門口生活安全課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしく申し上げます。

昨年度、平成28年度でございます。訓練手当ということで、1回当たりの訓練、これ、昨年4分団出ていただいております。その分の手当分、それが実際、平成29年度その手当がありませんので、その分が減額になったということでございます。

定員の件でございます。130名ということで、昨年度、女性消防団、これ、結成するに当たりまして条例の方の改正をさせてもらっております。この条例で130人というそういう定数で改正させてもらいました。定数については各消防の方の幹部の会議とか、もちろん消防委員会等でも論議を呼びました。そんな中で優秀な団員さん、その方々を団の中に入れてたいというそういう要望もありまして、女性消防団12名プラス4名にして、きちっとした定数、130名というそういう定数で条例を改正させてもらったわけでございます。よろしく願います。

朝岡委員長 西川委員。

西川委員 それで、去年は操法訓練に出てもらったので、それに対して手当が加算されていたという意味合いでの予算を上げていたと、今年はそれが無いということですね。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、引き続いて質疑をさせていただきます。ちょっと広範囲にわたります。

それぞれ小学校、中学校費の要保護、準要保護、生徒援助費についてであります。ご承知のように、政府は平成27年度において、要保護に対する援助費の引き上げをいたしました。その限度は本市においても、小学校で限度額が2万470円、中学校で2万3,550円だと思うわけですが、それらが4万600円、4万7,400円、こういうことになってきていますけれども、今現在の葛城市の単価はどうなっているのか。また、その政府の改正に合わせてどのように取り扱いをされていくのかということですね。

それとあわせて、準要保護のことですけれども、準要保護については平成何年でしたかね、17年ぐらいでしたか、国庫補助が廃止されて一般財源化をされた。交付税措置がされ、こういうことになってきたわけですが、基本的には要保護の単価のこの一定の割合で支給をされているというのが多いわけですが、現状がどのような単価になっているのかということ、今伺いをしたいのが第1点であります。

それと、その就学援助の入学準備金の支給時期について伺いをしておきたいと思います。これは朝日新聞の記事だったと思うわけですが、全国で約80市区町村が、通常、七、八月ぐらいになるんですかね、支給が。それを、入学のときにいろいろ資料を渡して、それを回収して手続を始めるということなんですけれども、その全国で約80市区町村が入学前に変更をしている。これは2月4日付だったと思うんですけども、実際に、制服とかランドセルとかいろいろ、とりわけ小学校は、やっぱり大変多額の費用がかかるわけですね。ですから、やはり入学前に、2月とか3月とか、あるいは、神奈川県の大和市では、入学前の12月に支給をしているとかというふうな、そういう事例が出てきていて、寸法をはかったり、年内に制服の注文ができるというふうな便宜を図っているというふうなことがあるわけですが、奈良県内でも3町ぐらい、上牧町、王寺町、それから、河合町が入学前に支給をしている、こういう事例が出ているわけですが、この点についてどのようにお考え、ご所見をお伺いしておきたい、このように思います。

それから、109ページの8款8目の社会教育総務費です。19節負担金補助及び交付金の下

から2番目の国民文化祭実行委員会補助金として1,050万円が計上されております。これは歳入を見ても、県から629万円が交付されることになっております。これら、国民文化祭の具体的な日程や取り組みの内容を、葛城市ではどのようなかかわりをしていくのか、この点についてお伺いをおきたい、このように思います。

それから、もう最後にしておきますけれども、118ページの1目の保健体育総務費の19節負担金補助及び交付金の真ん中よりもちょっと下の方ですが、関西ワールドマスターズゲームズ2011年組織委員会負担金89万3,000円が計上されております。これがどのような経過、理由によって負担金が計上されるに至ったのか、お伺いをしたいわけではありますが、新町のスポーツゾーン計画の目的の1つの中に、2019年のラグビーワールドカップのキャンプ地等の誘致、あるいは、2020年の東京オリンピック・パラリンピックのサッカーやラグビー等のキャンプ地練習場としての誘致、その後書かれておりました2021年の関西で行われるワールドマスターズゲームズの競技のキャンプ場あるいは練習場として提供し、国際交流の一大拠点をつくるというそういう計画があるわけではありますが、これから、私は更に検討されていくべきものだというふうに考えていたわけですが、具体的にこうやって組織委員会負担金が出てきたということは、方針としてこのことについては、ワールドカップのラグビーとかオリンピックは別にして、そういうことにかかわっていくということの予算付けなのか、お伺いをおきたいと思っております。

朝岡委員長 橋本課長。

橋本学校教育課長 学校教育課、橋本でございます。

白石委員さんのご質問に対してお答えさせていただきます。準要保護の援助制度につきましては、小学校につきましては、スポーツ振興センターについては実費、それから、給食費についても実費でお支払いさせていただいております。学用品費は1万1,420円、それから、通学用品費は2,230円、それから、校外学習については1,570円、宿泊を伴う場合には3,620円、それから、修学旅行については2万1,490円でございます。中学校につきましても、スポーツ振興センターが実費、給食費も実費でございます。それから、学用品費につきましても、2万2,320円、それから、通学用品費につきましても2,230円、校外学習につきましても2,270円、それから、宿泊に伴いますものにつきましても、校外学習では6,100円、修学旅行につきましても5万7,590円、それから、柔道着につきましても4,800円ということで、小学校では8項目、中学校については9項目について援助させていただいております。

それから、平成29年1月30日に文部科学省より通知がありまして、新入学児童生徒の学用品費等の単価ということで、2万470円の新入学用品費が平成29年度では4万600円、中学校につきましても2万3,550円のもの4万7,400円というふうに通知がございました。本市については、予算の計上のときに間に合わなかった、他市についてもそういうところが多くございます。増額するか否かについては、未定でございます。

それから、新入学児童生徒の支給時でございますが、平成28年度、県内では3カ月前に支給されておるのがゼロでございます。それから、4月、5月の支給が4市町村でございます。それから、前年度の所得確定後に支払いをしているのは、33市町村でございます。平成29年

度の計画としましては、先ほど委員がおっしゃっていただきましたように、3月以前には4市町村、4月、5月が5市町村、それから、前年度所得確定後ということで6月以降が27市町村となっております。本市も現在のところ、前年度の所得確定後ということになっております。

以上でございます。

朝岡委員長 和田教育委員会理事。

和田教育委員会理事兼生涯学習課長 生涯学習課の和田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご質問いただきました国民文化祭でございますが、国民文化祭は国民の文化活動の振興を目的に、毎年、各都道府県が持ち回りで開催しているものでございます。この国民文化祭、平成29年度は奈良県が開催地ということになります。開催期間は平成29年9月1日から11月30日で、あわせて、全国障がい者芸術文化祭と一体的な開催ということになります。

開催期間中でございますが、奈良県ではさまざまな文化活動ジャンル別に、講演、展覧会の開催や、シンポジウム、交流事業などが開催される予定でございます。この奈良県の事業にあわせて、県内39全ての市町村でも、この期間内に市町村連携事業といたしまして、さまざまな文化イベントを開催されるという予定でございます。本市では、この市町村連携事業といたしまして、これまで2年開催いたしましたアートフェア事業と新たにこの国民文化祭にあわせての単発事業といたしまして、相撲甚句の集い事業、こういった2事業をこの国民文化祭に当てる予定でございます。

アートフェア事業の方でございますが、これまでの2回の開催と同様に、新年度も基本的には當麻寺及びその周辺のギャラリーなどの皆様のご協力をいただきまして、全国から公募いたしました作品の展示などをさせていただく予定でございます。

また、相撲甚句の集い事業の方でございますが、本市のけはや相撲甚句会を初め、桜井市の大和すくね甚句会など、また、兵庫県たつの市、それから、島根県飯南町、こちらの方々の相撲甚句会の方から特別出演ということで講演をいただき、また、その他、相撲甚句を愛する一般の参加ということで、多数の方にこちらの方へ来場いただきまして、互いに相撲甚句を披露して交流を図るといふ、こういった事業を予定しているところでございます。

この2つの関係者などから葛城市の国民文化祭の実行委員会というものを組織いたしまして、この実行委員会主導で事業を行っていく予定でございます。なお、事業費の方でございますが、アートフェアにつきましては800万円、相撲甚句につきましては250万円、合わせて1,050万円、こういった内訳でございます。

以上でございます。

朝岡委員長 竹本体育振興課長。

竹本体育振興課長 体育振興課の竹本です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの白石委員のご質問であります、関西ワールドマスタースゲームズ2021年組織委員会負担金につきましての経過でございますが、こちらにつきましては新町スポーツゾーン基本計画に基づく計画について、先ほど白石委員がおっしゃっていただいたとおり、厚生文

教常任委員会でもご説明させていただいた経緯でございますが、その中で、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピックとあわせて、2021年関西ワールドマスターズゲームズの国際大会が3連続されるに当たって、こちらの関西ワールドマスターズゲームズにつきましては、関西広域でされる中で葛城市としましては、平成27年に綱引き競技として開催地の希望を申請させていただいております。組織委員会の方で種々競技検討される中で、平成28年10月26日の組織委員会の総会をもちまして、正式に葛城市の方が綱引き競技の開催地として決定いただいた次第でございます。

開催に当たりましては、屋敷山の方にあります市民体育館、並びに、県のジェイテクトアリーナ奈良、そちらの橿原公苑の体育館等を踏まえた中で、共同開催できる方向で調整するというでの申請をさせていただいて開催決定を受けております。その中で、開催が2021年の平成33年になります5月15日から5月30日の16日間で、開催期間は決定されており、その準備に向かひまして、来年度、平成29年度から、申請させていただいた競技の中での負担割合という形で、来年度から開催に基づく負担金の請求がされるという報告をいただいておりますので予算計上をさせていただきました。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれお答えをいただきました。

準要保護の就学援助の単価については、これからご検討をされるということでもあります。これは順次、もう既に県下では、橿原市とか、山添村、三郷町、斑鳩町等々、単価の引き上げが行われているということだと聞いております。

それから、支給の時期についてでありますけど、文科省は支給額を引き上げるとともに、児童生徒が必要とする時期に支給されるよう市町村に働きかけると、こういうことを言っているわけでありましてけれども、やはり誰が考えても多額な費用がかかる、そういう時期に合った時期に、やはり援助をするというのが、これは当然、そういう方向になってくるわけありますから、ぜひ、ご検討をして、今はまだ奈良県内では、課長の答弁では4市町だったですね、僕の資料よりも新しい資料でお答えをいただいたんじゃないかというふうに思います。全国的にもそのような方向で広がっていますし、これはもちろん文科省の市町村に働きかけるということによって、やっぱり広がってきているというふうに思いますので、よろしく願いをしておきたい、このように思います。

それから、国民文化祭という形で持ち回りでやられる。たまたま平成29年は奈良県だということであったわけで、これに乗ってアートフェアも引き続いて開催して、財源についても一定確保できるというメリットが出てきたということで、原課としても市としても財政的には好ましいことであろうというふうに思います。相撲甚句についても250万円という、それこそこんだけの費用を使って何をするのかなというぐらいな費用でありますけれども、新たな取り組みというのは、これはなかなか短期では難しいわけで、それは一定やむを得ないというふうには思いますけれども、せつかく国民文化祭という形で、持ち回りであっても開催されるということでもありますので、今まで行われているいろんな文化的な取り組みとあわせ

て、葛城市の文化の振興というか、そういうことにも留意をされて、その事業だけに集中をして終わったということにならないように、これがやはり国のねらいではないのかと、県の考え方じゃないのかというふうに思いますので、ぜひ、葛城市全体の文化的な振興というか、広がりをつくれるように取り組んでいただきたい、このように思います。

それから、ワールドマスターズゲームズの組織委員会から、もう申請されていたということですから、それが総会で決定したということで、私たちもまさかこんなことが起こっているとはさっぱりわからなかった。だから、新町運動公園にかかわることばかりやと思っていたわけで、これまでの葛城市の事業の取り組みの継続姿勢を、他の団体との審議というか、そういうものもやはりそれなりに大事にしないといけないことですから、こういう形で予算計上をされたということだと思いますけれどもね。これはまた改めて、所管の委員会であります厚生文教常任委員会で議論をしてみたいというふうに思います。この綱引きについては、全く寝耳に水であります。

ありがとうございました。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 3点ご質問いただきました。準要保護の部分でございます。県下で4市町村が前倒しの形で支給されるという話なんですけども、やはり事務的にどうなんか、所得の確定時期と支給時期との整合性がどうなのかということは調査をさせていただきたいなと思います。それをどう消化するのかというのが、多分、これをどうできるのかと議論の中心になってくると思います。

それと、国民文化祭事業なんですけども、ご心配していただいていたアートフェアの実は予算がない部分で、それを充当するという形で、今回、国民文化祭の事業を入れさせていただいております。ただ、アートフェアの事業につきましては、その実行委員会さんの方に、純粹に予算的にはこれからどうなっていくんやという話をさせていただいております。地方創生という中でいろいろいただくのはありがたいんですけども、複数年度というのはなかなか難しくございますので、ですから、将来的にアートフェアを残すのであれば、どういう形やったら残せるのかという議論も含めて、今年度の実施をしていただくというお話を、実行委員会の方でさせていただいております。

それと、もう一つは、関西ワールドマスターズゲームズでございます。今、説明がございましたように、申請等も決定等も私が市長に就任するまでに終わっておったことでございます。東京オリンピック等、もしくはラグビー等につきましては、時期的にも間に合わない事業かなとは思っておったんですけども、こちらの方はもう申請が終わって、もうそれに決定されていますので、継続的な事業として考えさせていただいております。それにつきましては特別な施設整備等は今のところは考えておりません。近隣の市町村と協定を結んでいく中で、エリアとして、綱引きの種目なんですけども、それを消化させていただけたらなと思っております。かなり、スポーツというよりかは、ある意味、観光色の強い事業かなというようにもしておりますので、その辺はまだ3年ほどございますので、その中で、またご報告をさせていただきたいなと思います。

以上でございます。

白石委員 ありがとうございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

吉村委員。

吉村委員 103ページの小学校費、教育振興費の報酬ですけれども、学校運営協議会委員報酬、これ、去年まで12名だったのが今年48名と、かなりふえているんですけども、金額的には20万円減っているんですが、その説明と、それから、委託料の中の標準学力調査業務委託料、これ、小学校費と、それから、中学校費も新たに出ているので、その内容。

それと、111ページの公民館費の講師謝礼費、この中で、これは教室の講師の謝礼分だというふうに思うんですけども、教室の中にはすごく人気のある教室とそうでない教室とあると思うんですけどね。ずっと見させていただいて、定員に満たない教室もあるんじゃないかなというふうに思うんですけども、もし何年か続いて定員が割れている教室があれば見直してほしいなというのもあるんですが、あるかないかで。私が前に公民館の教室に行つてたときに、これ、定員に達しなかったら閉鎖されるねんと言われたことがあったんで、そういうこともちょっとお聞きしたいなと思います。

朝岡委員長 橋本課長。

橋本学校教育課長 学校教育課、橋本でございます。

学校運営協議会の委員報酬でございますが、これにつきましては上限が12名ということで、委員さんの方を選んでおります。小学校5校、それから、中学校2校が、もう現在、平成28年度より学校運営協議会に全部移行しておりますので、その委員報酬ということで48人分ということになっております。延べ人数でございます。

去年、12人、限度までとっておった学校が、今年度9名になっておったりということで、委員さんの選択によりまして48名ということで減っておるといこと、減額になっております。

朝岡委員長 各学校別に説明してください。

橋本学校教育課長 新庄小学校が9名、忍海小学校が8名、新庄北小学校が9名、磐城小学校が10名、當麻小学校が12名というふうになっております。中学校につきましては、両校とも12名ということですが。

標準学力調査につきましては、昨年度まで消耗品費で計上させていただいておりましたが、監査委員さんの方から、消耗品ではなく委託料でということでご指摘をいただきましたので、今年度からは委託料というところに項目を移させていただいています。

以上でございます。

朝岡委員長 辻中央公民館長。

辻 中央公民館長 中央公民館の辻でございます。よろしく申し上げます。

ただいまのご質問の講師謝礼の件でございます。中央公民館、配当というか公民館費で、講師謝礼を見ておりますが、その中身としましては、中央公民館で実施しております分、それから、當麻文化会館で実施しております分、それから、市内の5つの地区館、疋田、北花

内、忍海、磐城地区公民館、當麻地区公民館、5つでやっております講座と、これらは定期講座としてやっております。それから、別途に、この予算の中の160万円でございますが、これは各大字への移動講座ということで、大字の要望等によりまして講師が大字の地区館に出向いて、その講師謝礼分をこの予算で見るとということで、その合計で成り立っております。

それで、ご質問の内容であります、確かに、定員に満たない教室、講座も若干はございます。最近の傾向としましては、長くやっております伝統的な教室、お花、それから、書道、この辺で若干定員を、若干というか半分強ぐらいで実施しております。そのほかの施設におきましても、若干、定員を切って、平成28年度でございますが、あるのはあります。また、反対に定員をオーバーしまして抽選を行っている分もございます。親子のクッキングとか、親子の菓子パンづくりとか、これ、以前は1回だったんですけど、土曜と日曜のコースを設けまして来ていただく機会をふやしたんですけど、まだ、定員をオーバーしているということで抽選を行っています。

それで、定員に満たない部分につきましては、PR等々をやりたいと思っております。それから、中止というお話がございましたが、これは内規的に持つておるんですが、定員の半分を切りましたら、その年度の教室は休講ということで、私が担当させてもらう前には休講の講座もあったんですけども、今は全て半数はクリアしているということで、休講になっている講座はございません。ということで、今後とも受講生がたくさん、特に新規の方に受けてもらえるように、努力していきたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 吉村委員。

吉村委員 最初の報酬の件に関して、書き方が去年12名でとなつたんですが、12人掛ける5ということで60人ということですよ。今年、書き方が変わったということだけの話ですね。わかりました。あと、講師の件ですけども、やはりすぐに切るというわけにいかなかったら、これが1年、2年続いた場合ちょっと考えますよとか、予告でもいいと思うんですけども、いろいろな考え方があると思いますけども、今後検討していただきたい。また、本当にもっとニーズとして若い人が好むような講座もまだほかにもあると思うんですよ。何か考えていただきたいなということをお願いしておきたいと思っております。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 基本的考え方として、いろいろな考え方あると思うんです。ただ、できたら内規は持つているんですけど、施設の利用で弊害が出ない限り、例えば、この施設の中でもう教室がふえ過ぎて、ちょっともう運用でけんねんというような状況がない限りにおいては、やはり、年代にもよるんですけども、非常に生きがいくつくりということがやっぱり大切なものですから、福祉的な考え方を入れた中で講座というものは考えていかなあかんと違うかなと思っております。予算査定の段階でもそのお話はあったんですけども、従前どおりといいますか、喜んで長年やっておられる方がおられますので、そやから、できるだけ続けていけるのであれば、続けていっていただきたいと。その中で、いつも施設が利用できなくなったときとい

うか、時間が重なってしまって、もう使える部屋がなくなったときになったら、またちょっとそういうふうなお話もさせていただかないといけないかもわかりませんが、文化的な意味、それと、福祉的な意味の考え方にのっとって考えていきたいと思っています。

以上でございます。

朝岡委員長 吉村委員。

吉村委員 私が行ったときは1年間は教室で補助がありますよって。2年目からはサークルとして自主運営してくださいというのは、それはちょっとまた違う制度ですか。クラブとして自主運営というか、自分らで月謝を払ってやっていくクラブですか。

朝岡委員長 辻館長。

辻 中央公民館長 今の分につきましてですが、先ほど言いました書道、お花、茶道、これらは一応、教室は本当の初級の方を対象にしております。以前は1年間という期限があった時期がございました。ただ、今、1年間でだめですよとなると、やっぱり先ほど言った定員の問題もあり、続けて受けないという希望に応えるということで、今はもう少し受けれますが、やはり初歩的な内容になります。それで、上達してその教室を卒業されたら、クラブという形で受け付けして、それは館として定期利用の貸館をやっております。この時期に平成29年度の登録をしてもらおうと、随時に申し込みは要らないということで、クラブ活動は行っていただきます。それにつきまして先生を中心に、やっぱり薄謝が、若干、クラブによっては徴収をされていると理解しております。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 時間が押していますので手短に行います。

まず、110ページ、文化財保護費の13節発掘作業委託料327万1,000円、この内容について、お聞かせをいただきたい。また、文化財保存事業助成金1,450万円も、あわせてお願いいたします。

それから、119ページの体育館施設費の13節の委託料、耐震診断委託料526万円、これは恐らく、耐震改修促進計画の中で、多くの住民が利用する施設の中の基準に満たしていない4施設、これのことかなというふうに察するところでございますが、その内容について、どこを診断されるのかお聞きをいたします。

それから、115ページですけども、図書館についていろいろとご質問等もございましたけども、私、以前にちょっと図書館の利用状況についてお尋ねをさせていただきましたときに、當麻図書館と新庄図書館と6割と4割ぐらいですかね、蔵書数についてはそのぐらいの比率であったかというふうに記憶をしております。それは、新庄と當麻の所蔵量に対する比例配分、こういうふうに私は認識をしております。非常に新庄図書館については、今後も一定のスペースがあって、所蔵する本も置くところがまだ余裕があると。ところが、當麻はスペースもういっぱいなので、そんなに拡大充実ということもなかなかできないと、そういうことをお聞きしました。

そこで、前の議論のところでも若干、お願いなんです。やっぱり行きやすい施設整備をしていただけたら。図書館の利用のアンケートも、私、ちょっと見させていただいたら、結構、近くの方の利用が高いというふうなデータが出ておりました。近くの方が図書館を気軽に利用していただくために、先日の吉村委員からの質問にもあったように、いつでも利用のできるような交互休日とかもしていただけたら、それはコストないんですけども、もう少しといますか、気軽に図書館に行ける施設充実を図っていただきたいということで、駐輪場のお願いもしました。

事実、文化会館のことにも共通するんですけども、マルベリーホールの駐輪場というのは、前にもご答弁あったように、中央公民館と体育館の敷地のスペース、南側のスペースが自転車をとめられる環境やということで吉村部長がご答弁していただきました。ただし、駐輪場としての位置付けじゃないんです。駐輪場としての位置付けは、中央公民館の東側の道を挟んだところに駐輪場が設けております。あそこに自転車をとめて、下をくぐって中央公民館に行くなり、マルベリーホールに行くなり、もしくは、文化会館の裏側にある駐輪場に自転車をとめて、南側に通っている植木の道でもない、犬走りというんですかね、そこを歩いて館に入ると。いずれにしても動線が、利用される方が車なり自転車をとめて館に入る動線というのが非常に不備といますか、改善の余地ありかなど。特に、車に乗っておられる方は横断するときには気をつけてとか、そういうことも配慮していただく、もしくは、信号のところまで上がっていただいて渡るということも、それはもう配慮していただけるかと思っておりますけども、特に自転車で来られる方の受け入れ態勢というものも、もう少しご検討願えないかなど、そういうことをお聞きさせていただきたいと思っております。

朝岡委員長 吉岡歴史博物館主幹。

吉岡歴史博物館主幹 歴史博物館主幹の吉岡でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの増田委員のご質問についてお答えしたいと思います。

110ページの文化財保護費、13節委託料の発掘作業委託料についてでございます。昨年度より増額になっております主な原因といたしましては、太田古墳群の遺物整理に伴う委託でございます。平成28年度では、金属製品の方の資料の整理業務を委託で行っております。それに引き続いて継続実施いたすもので、金属製品以外の土器等の資料については量も膨大な量となっておりますので、その分金額が増加いたしておるところでございます。

それから、19節の文化財保存事業助成金でございます。こちらの方も、昨年度よりも増額になっております。増額の主な理由といたしましては、文化財保存事業の中で、當麻寺中之坊の書院の屋根、こけらぶきという特殊なふき方をしておるわけですが、そちらの方が雨漏りがひどくなったということで、所有者さんの方から国への陳情がございまして、国の方で補助の内定といたしますか、事業が行われるに当たって、市でも所定の割合での事業助成を行っていくというものでございます。あと、若干、當麻寺西塔の保存修理も本格的に行われるということで、事業費が増加する中での市の助成額も増加ということになっております。あとは、現在進行しております當麻曼荼羅の修理、また、村井家住宅の修理、それから、當麻寺の四天王像の修理等々が継続して行われる予定となっております。

以上でございます。

朝岡委員長 竹本体育振興課長。

竹本体育振興課長 体育振興課の竹本です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいま、増田委員のご質問でありました、体育施設費の耐震診断委託料ですけども、こちらは、屋敷山の方の市民体育館の方の耐震診断をするための委託料となっております。こちらにつきましては、昭和57年以前の建築ということで、新耐震になっていないということの中での耐震診断をする予定をしております。

以上でございます。

朝岡委員長 辻本図書館長。

辻本図書館長 図書館、辻本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、蔵書数の件がございました。現在、當麻図書館の書庫は2階、それから、図書館の裏手のプレハブを書庫として利用しているわけですが、そこはもうもちろん満杯の状況でございます。そのために2階の、いわゆる公民館としての1室、2階に部屋があるわけですが、その部屋にブックトラックあるいは箱を用意いたしまして、そこに小説等を保存している、あるいはそれが廊下まで保存せざるを得ない状況になっております。効率的に除籍もしながら努めてはいるわけですが、増え方が當麻の方と新庄の方と一緒にしますと少し所蔵できない状況があるということで、現状、増田委員がご指摘のように、新庄6割、當麻4割という形で、現在、所蔵をふやしているというところでございます。

なお、両館のサービスができるだけスムーズにいきますように、毎日、当然、私なり補佐の方で公用車を使いまして図書の運搬をして、予約の利用者ができるだけ困らないような方策をとって対策をしているところでございます。そういう意味で、一般質問で吉村委員が質問されたことで吉村部長の方がお答えしていると思いますが、職員体制も含めまして、休日を分けますと、かえって運搬とかというサービスが低下をしてしまうことがございますので、現状のまま行かせていただきたいというように考えているところでございます。

それから、ご指摘をいただきました駐輪場の件でありますけれども、新庄の文化会館の前、正面のところに、中央公民館の方の駐輪場におとめくださいという看板が出ております。実際に、中央体育館の南側、シルバー人材センターの道具を置いてある横が駐輪場としてきちんと看板も掲げてもらって、その南側に屋根のある部分を設置していただいております。実際の利用はどういうことになっているかといいますと、文化会館と中央公民館の間に少し桜の木がございしますが、晴れている日などはそこにざっとあいているときはとめられて、実際には来ておられるという状態もございます。もう少し西側に行けば屋根のある駐輪場もそこに用意してあるということでございますので、そちらを利用願えたらというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 どうもありがとうございます。文化財については、2年連続の太田古墳群の発掘やということで、非常に出てきたそういうものはそれなりのものといいますか、よく本とかで読ませ

ていただいていると出てくる渡来人時代の、西暦でいうたら600年から700年ぐらいの時期のものであるのかなというふうにも思いますけれども、あとの保存事業の方でございます。中之坊さんの屋根、それから、三重の塔の西塔の修復と、今、大きな足場を組んでやられているようでございますけど、以前にいろいろとお聞きしていると、修復によって、今後、いろんな取り扱いといいますか、ランクといいますか、文化財としての価値が修復によってどうなるのかとかということも含めてお聞きしたいなと思います。

それから、耐震は、私が先ほどのマスターズのお話を聞いたときに、もしかしたらそういうことかなということで、にわかになんか聞いてたんですけども、結局、そのマスターズの会場に使うためには、やっぱりそれも必要やというふうなことも含めて、優先順位をこの体育館に持って来られたんかなと。これ、4つがまだやと書いているうちの1個ですよ。4つともかな、金額的にそうなんかなと思ったんですけども、そういうことかなと。残りの3つについても診断がまだですので、急いでいただけたらなというふうに思います。

それから、図書館については、先ほどご説明いただきましたように、中央公民館の東側、道を挟んだところの駐輪場と、それから、体育館の裏にある、テニスをされる方も併用して利用できるようなにつくられているかと思うんですけども、裏の駐輪場があると。そこにありますという案内もしていますけども利用はされてないと。それが、駐輪場として機能していない。それなら、今、桜の木の下に、若干よくとめられている場所の整理であったり、それから、マルベリーホールの空きスペースの活用を検討していただくなり、ちょっと改善の余地ありかなというふうを感じるんですけども、再度お尋ねをいたします。

朝岡委員長 吉村教育部長。

吉村教育部長 ただいまの駐輪場の件でございます。図書館長が所見を述べたわけでございますけれども、検討していないということではございませんので、引き続き検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 吉岡主幹。

吉岡歴史博物館主幹 歴史博物館主幹の吉岡でございます。

増田委員さんからのご質問、太田古墳群、それから、文化財助成について、2点でございます。太田古墳の遺物整理については2カ年行いまして、その次に、最終それを取りまとめた報告書の発行をもって、計3カ年で終了したいと思っております。いわゆる報告書に関しましては、遺跡の記録保存となる一番大切なもので、最終でなっております。

それから、文化財の修復の価値ということでございました。文化財の修復に関しては、修復しても元に戻すということですので、価値には変わりはありません。當麻寺西塔は国宝のまま、それから、中之坊の書院については重要文化財のまま、今後また何年かそのまま置いていただくというようなこととなります。

以上でございます。

阿古市長 ついでにちょっと国の負担と市町村の負担について財源だけ説明しておいてください。

吉岡歴史博物館主幹 今、負担というお話でございました。国宝、重要文化財、いわゆる建造物、美

術工芸品、當麻曼荼羅の修理につきましては、これは非常に実施者の財源率によって変わってまいりまして、国の方が認めてまいりますので、おおむねという形でご理解いただきたいと思えます。国宝重要文化財についてはおおむね80%。もし所得が高ければ、それが75%に落ちたり、また85%になったりします。それから、県、それから、市が5%もしくは4%。市の場合は県に準ずる形の補助になってございます。あと、文化財の種類によって若干変わってまいりますので、それ以上は煩雑になりますので、すいませんが、市の文化財の保存要綱というのがございまして、そちらの方に細かい取り決めがされておりまして、それに基づいて実施しているというようなところになっております。

朝岡委員長 竹本体育振興課長。

竹本体育振興課長 体育振興課の竹本です。

先ほど耐震診断につきまして、先ほど増田委員がおっしゃっていただいた耐震診断ができていない4カ所ある中で、うちの所管としまして、今言いました市民体育館と新庄スポーツセンター2カ所あるんですけども、その中で広域避難所等の指定にもなります市民体育館の方を優先で、今年度させていただく予定をしております。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 どうもありがとうございます。私、これ、発掘して、いろいろと修復もすれば、葛城市の文化財がまたふえて、観光資源というたら失礼ですけど、こういう文化財、宝物がふえてくるというふうなイメージで捉えておりました。発掘されることによって、またいろんな文化財が見つかり、そういう宝物がふえたというふうに理解しておきます。そして、葛城市に来ていただいた方にアピールする1つの材料がふえたと、こういうことかと思えます。

それから、耐震については数ある中で、優先順位ははっきりそういうことやと思えますので、そう言っていただいた方がわかりやすかったですけども、市民体育館は、差し当たり多くの方が利用する見込みのあるところから順番にということなのかなというふうに思います。引き続き、先ほどもお願いしました笛堂のプールのところにある体育館についても、とりかかっていっていただきたいと思えます。それから、図書館については、吉村部長、前向きに検討していただいているというふうに私も理解をしておりますので、よろしく願いしておきます。

どうもありがとうございました。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

山本委員 111ページ、公民館費、13節委託料の中で、清掃委託料が計上されている。この清掃委託料については、112ページ、コミュニティセンター、また、113ページ、文化会館費、115ページ、図書館費、117ページ、歴史博物館費、119ページ、体育施設費の中で、それぞれが清掃委託料とあるんですけど、これは一体どのような清掃をしているのかを知りたいんです。要は、この中で、幼稚園、中学校、小学校の建物に関しては、これらの清掃委託料というのが入っておりません。軽微な清掃委託料なのか、もしくは特殊な道具、また、機械を使った

掃除なのかというのを教えていただきたいんですけど。

朝岡委員長 辻館長。

辻 中央公民館長 各施設によって内容は若干異なると思うんですが、公民館につきましては、掃除が月3回、3日ですね、一般的な掃除、お一人来ていただいております。それから、年に3回、床ワックス、また、窓ガラス、それと、カーペットを年3回、全て業者の方へ委託しております。主に公民館の清掃業務としては、そういう内容でございます。

朝岡委員長 西村文化会館長。

西村新庄文化会館長 新庄文化会館の西村でございます。

文化会館の方は業者の方に委託しておりまして、週3日、業者から2名の方がお掃除に来ていただいております。それと、窓ガラス、床清掃を行ってもらっております。週に3回、お二人で、トイレからホワイエのところで掃除機かけとかをやっていただいております。

下の図書館の方も同じく、同じ人にやっていただいております。

朝岡委員長 吉村文化会館長。

吉村當麻文化会館長 當麻文化会館の吉村でございます。

當麻文化会館におきましては、毎日午前中、1の方が半日間、清掃していただいております。それと、人も業者委託でございまして、そのほか、年4回、床清掃、並びに、ガラス清掃は年2回を実施させていただいております。

以上でございます。

朝岡委員長 吉岡主幹。

吉岡歴史博物館主幹 歴史博物館主幹の吉岡でございます。

博物館の方でも業者委託による清掃をいたしております。週1回の館内の清掃、2名により行っております。その他、年間ではございますが、数回によるガラス清掃、床ワックス、また、カーペットのクリーニングを数回に分けて実施いたしておるところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 辻本図書館長。

辻本図書館長 新庄図書館の方は新庄文化会館と同じでございます。當麻図書館の方の清掃は、基本、當麻文化会館と同じ業者に同じ内容で委託しておりまして、週2回、火曜日、土曜日に、1階、2階とも清掃をしていただいております。それから、年4回の床清掃、床ワックス、それから、ガラス年2回という清掃をしていただいておりますということでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 竹本体育振興課長。

竹本体育振興課長 体育振興課の竹本です。

うちの方は、コミュニティセンターの管理運営費の方では、まず、コミュニティセンターの方の年4回の床等の清掃と、年1回の窓ガラス等の清掃をお願いさせていただいている分と、あと、モップ交換等を月1回させていただいている分でございます。こちらは業者委託になっております。

続いて、体育施設分につきましては、まず、新庄スポーツセンター等が、窓ガラスが年1

回で、あと、床等が年6回、同じくモップ等の交換を月1回、市民体育館の方が、窓ガラス年1回、床等年6回、新庄スポーツセンターと同じですね。そして、あと、いきがい体育館の方が、窓ガラスの清掃を年1回だけさせていただいております。

総合体育館については、週1回の定期清掃、あと、年2回、ワックス等の床洗浄等、年1回のガラス清掃とをお願いしております。それ以外に、農村広場並びに當麻健民運動場等のトイレ等の清掃を月2回ずつ行っていただいております。それぞれ、業者委託の方でやらせていただいております。

以上でございます。

朝岡委員長 山本委員。

山本委員 幼稚園と小学校、中学校は、今のガラス掃除であったりとか、トイレ掃除は誰がやっているんですか。

朝岡委員長 橋本課長。

橋本学校教育課長 学校教育課、橋本でございます。

学校等の清掃につきましては、学校の方で児童、生徒、それから、教員等も含めまして清掃の方はしておるという状況でございます。

朝岡委員長 山本委員。

山本委員 私、何が言いたいかといえば、やはり学校とかは子どもたち、また、ひっくるめて職員の先生方とかができる範囲ではやっていると思うんですね。今聞いた掃除内容ですけど、ガラス拭きであったりとか、特殊なこともあるかとは思いますが、時間があれば、市役所の職員の皆さんのほんの少しでもいいと思います。葛城市が財政的に非常に厳しい状況下であります。そんな中、少しでも時間をつくっていただいて窓の掃除をしたりとか、そういうことをやっていただければ、この部分は少しでも削減できるんじゃないのかなということを思いましたので今回、発言させていただきました。言いつばなしで結構です。そういう機会がありましたら、ぜひそういうような考えでやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようですので、7款消防費、8款教育費の質疑は終結をいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後5時56分

再 開 午後5時57分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、9款災害復旧費から、安川総務部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。

それでは、最後、9款の災害復旧費から12款予備費までの内容について、ご説明を申し上げます。

事項別明細書につきましては、120ページからとなりますので、よろしく願いいたしま

す。

まず、9款災害復旧費でございます。1項1目治山施設災害復旧費につきましては76万5,000円の計上でございます。

次に、2目農業災害復旧費につきましては61万5,000円を計上いたしております。続く2項1目道路橋りょう災害復旧費につきましては156万円の計上でございます。

続いて、10款公債費でございます。1項1目元金につきましては11億9,033万6,000円の計上でございます。続く2目利子につきましては1億2,801万7,000円で、続く3目公債諸費につきましては23万2,000円を計上いたしております。

次に、11款諸支出金でございます。1項1目財政調整基金費につきましては212万3,000円の計上。122ページをお願いいたします。次の2目減債基金費につきましては1,000円、3目公共施設整備基金費につきましても1,000円の計上でございます。4目社会福祉振興基金費につきましては4万円の計上で、5目緑花基金費につきましては20万2,000円の計上となっております。続く、6目公営住宅基金費につきましては3万7,000円の計上、7目教育基金費につきましては10万7,000円、8目体力づくりセンター整備基金費につきましては2,828万3,000円、9目ふるさと創生基金費につきましては204万2,000円、10目国営十津川紀の川二期事業費償還基金費につきましては42万1,000円、最後の11目地域振興基金費につきましては179万円のそれぞれ計上となっております。次に、2項1目諸支出金につきましては5万円の計上で、最後、12款予備費につきましては、500万円の計上でございます。

以上をもちまして、9款災害復旧費から12款予備費につきましての説明を終わらせていただきます。どうかよろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようですので、9款災害復旧費から歳出最後の12款予備費までの質疑は終結をいたします。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午後6時00分

再 開 午後6時15分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、歳入についての説明を求めます。

安川総務部長。

安川総務部長 総務部、安川でございます。

それでは、歳入につきましてのご説明をさせていただきたいと思っております。

予算書の事項別明細書15ページをお開き願いたいと思っております。

まず、1款市税でございます。1項1目の個人につきましては15億1,380万円の計上で、現年課税分で14億8,880万円、滞納繰越は2,500万円となっております。次に、2目法人でございます。2億4,165万円の計上で、現年課税分で2億4,140万円、滞納処分は25万円となっ

ております。次に、2項1目固定資産税でございます。18億4,000万円の計上で、現年課税分としまして、土地、家屋、償却資産を合わせまして18億円を計上いたしており、滞納繰越分につきましては4,000万円の計上でございます。次に、2目国有資産等所在市町村交付金でございます。291万9,000円の計上でございます。続いて、3項1目軽自動車税でございます。8,200万円の計上でございます。

次に、16ページをお開き願いたいと思います。4項1目市たばこ税でございます。2億1,000万円の計上でございます。

続いて、2款地方譲与税でございます。1項1目地方揮発油譲与税につきましては3,200万円を計上いたしております。続いて、2項1目自動車重量譲与税でございます。6,800万円の計上でございます。

次に、3款1項1目利子割交付金でございます。670万円の計上でございます。

続いて、4款1項1目配当割交付金につきましては2,700万円の計上でございます。

続く5款1項1目株式等譲渡所得割交付金につきましては1,400万円の計上でございます。

次に、6款1項1目地方消費税交付金につきましては5億2,670万円の計上でございます。

次の7款1項1目自動車取得税交付金につきましては3,100万円の計上でございます。

また、8款1項1目地方特例交付金につきましては3,700万円の計上でございます。

続く、9款1項1目地方交付税でございます。40億4,400万円の計上で、普通地方交付税につきましては33億9,000万円、また、特別地方交付税につきましては6億5,400万円を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。10款1項1目交通安全対策特別交付金につきましては400万円の計上でございます。

11款分担金及び負担金でございます。1項1目農林商工費分担金におきましては330万円を計上しております。土地改良事業分担金でございます。続く、2項1目民生費負担金でございます。2億4,513万7,000円の計上で、社会福祉費負担金につきましては120万5,000円、また、児童福祉費負担金につきましては2億4,393万2,000円の計上でございます。

続いて、12款使用料及び手数料でございます。1項1目総務使用料につきましては1,174万1,000円の計上で、自転車等駐車場使用料と行政財産使用料でございます。次に、2目民生使用料でございます。38万4000円の計上でございます。続いて、3目衛生使用料では645万円、4目農林商工使用料につきましては363万8,000円、5目土木使用料につきましては7,182万2,000円、6目教育使用料につきましては、2,807万3,000円の計上でございます。続いて、2項手数料でございます。1目総務手数料につきましては1,183万4,000円の計上。

続いて、20ページをお願いいたします。2目民生手数料につきましては1,000円の計上でございます。3目衛生手数料につきましては5,798万2,000円、4目農林商工手数料につきましては1万7,000円の計上となっており、5目土木手数料につきましては140万4,000円となっております。

次に、13款国庫支出金でございます。1項国庫負担金では、1目民生費国庫負担金としまして13億9,559万6,000円の計上でございます。2項国庫補助金でございます。1目総務国庫

補助金につきましては1,441万9,000円の計上、2目民生国庫補助金につきましては7,125万5,000円でございます。3目衛生費国庫補助金につきましては1億2,062万5,000円でございます。

22ページに変わりました、4目土木費国庫補助金につきましては2億5,575万円の計上となっており、続く、5目消防費国庫補助金では70万円の計上、6目教育費国庫補助金につきましては295万9,000円となっておりますのでございます。次に、3項国庫委託金でございます。1目総務費委託金につきましては24万5,000円、2目民生費委託金につきましては860万4,000円の計上でございます。

続いて、14款県支出金でございます。1項1目民生費県負担金につきましては5億1,830万2,000円の計上でございます。

24ページに移りまして、2項県補助金でございます。1目総務費県補助金につきましては50万円の計上、2目民生費県補助金につきましては1億3,707万9,000円の計上でございます。続いて、3目衛生費県補助金でございますが、1,014万2,000円の計上、続く4目農林商工費県補助金につきましては6,643万6,000円の計上でございます。次に、5目土木費県補助金では1万8,000円の計上、6目消防費県補助金では88万8,000円の計上、7目教育費県補助金につきましては1,071万8,000円の計上でございます。続いて、3項県委託金でございます。1目総務費県委託金につきましては5,258万6,000円の計上、26ページに移りまして、2目農林商工費県委託金につきましては273万4,000円の計上となっております。

続いて、15款財産収入でございます。1項1目財産貸付収入につきましては167万2,000円でございます。次の2目利子及び配当につきましては500万7,000円の計上、続いて、2項財産売払収入の1目物品売払収入につきましては1,042万3,000円、続く2目不動産売払収入につきましては1,000円の計上となっておりますのでございます。

次に、16款寄附金に移りまして、1項1目一般寄附金につきましては100万円、2目土木費寄附金につきましては10万円、3目ふるさと応援寄附金につきましては200万円と、それぞれの計上となっております。

続いて、17款繰入金でございます。1項1目財政調整基金繰入金につきましては9億2,000万円、2目体力づくりセンター整備基金繰入金につきましては1,487万1,000円の計上、続く3目国営十津川紀の川二期事業費償還基金繰入金では、141万1,000円の計上となっております。

28ページに移りまして、2項他会計繰入金、1目住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金につきましては、95万6,000円の計上となっております。18款繰越金でございます。1項1目繰越金では1億3,000万円の計上でございます。

続きまして、19款諸収入でございます。1項1目延滞金におきましては600万円の計上、2項1目預金利子につきましては1万円でございます。続いて、3項雑入でございます。1目滞納処分費につきましては187万2,000円、2目弁償金につきましては3,000円、3目過年度収入につきましては1万1,000円、4目雑入につきましては1億4,655万5,000円のそれぞれ計上となっておりますのでございます。

30ページをお願いいたします。20款市債でございます。1項1目総務債におきましては9億9,770万円の計上、次の2目衛生債では、2億1,690万円の計上、続く3目農林商工債につきましては1,170万円、4目土木債につきましては1億7,970万円、最後の5目臨時財政対策債につきましては5億4,200万円のそれぞれ計上となっておりますのでございます。

以上をもちまして、歳入の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

朝岡委員長 それでは、ただいま説明を願いました歳入についての質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 それでは、ご説明がありました歳入について、若干お伺いをしておきたい、このように思います。

事項別明細書のまず、15ページであります。1項市民税の1目個人法人市民税についてお伺いしておきたい、このように思います。いずれも前年度比、個人市民税で1,770万円、法人市民税では122万円、伸び率としては非常に低いわけでありますけれども、この間、市税が減少傾向にあったものがここで横ばい、あるいは微増というふうな状況になってきているわけでありますけれども、この点は、税務当局においてはどのような評価、積算に基づいてプラスという形で計上されたか、その点をお伺いしておきたい、このように思います。

それから、17ページの9款の地方交付税、1目地方交付税の、普通地方交付税、33億9,000万円ということでありますけれども、こちらの方は、前年当初比からすると、2.6%の減、9,000万円減額になっております。その減額の理由というのはそれぞれあると思うわけでありますけれども、合併市にとっては、合併算定替という形で合併10年間はそのことによって両町の交付税そのものが確保されてきた。それが平成27年度以降、5年間かけて漸減をしてきて一本算定と、こういうことになるわけでありますけれども、合併算定替の終了間際になってきているわけでありますけれども、影響額についてお伺いをしたいことが1点と、それから、平成28年度から国は交付税の基準財政需要額の算定に当たって、トップランナー方式という形で、いわゆる、いろいろ事務事業の単価について指定管理者制度を活用するとか、そういうことによって経費を削減された、そういう自治体と比較をして、そういう自治体を基本にこの交付税を算定する、単価を見直していく、こういう方向が出てきているわけでありますけれども、そのトップランナー方式そのものの影響額というのは、この減額の2.6%ぐらいでありますけれども、9,000万円でありますけれども、あるのかどうかですね。葛城市の場合はプラスに働いているのではないかというふうに思うんですが、お伺いしておきたい、このように思います。

それから、雑収入に入ります。30ページです。19款の諸収入、4目の雑入の総合型地域スポーツクラブ自立支援事業159万1,000円、総合型地域スポーツクラブマネージャー設置支援事業助成金として188万7,000円が計上されております。これは歳出の部で、これを財源にスポーツクラブに対する助成金が支出されるわけでありますけれども、この助成金の出どころですね。そして、これは恒常的に毎年、助成金が交付されるわけではないというふうに思いま

すけれども、どの程度の期間、助成をしていただけるのかですね。これは大事なところだというふうに思いますので、お聞かせをいただきたい、このように思います。

朝岡委員長 吉村税務課長。

吉村税務課長 税務課の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの白石委員の質問でございますが、個人住民税、それから、法人市民税の前年比増の理由ということでございます。その前に、平成29年度から適用されます税制改正の内容につきまして説明をさせていただきます。

個人住民税におきましては、1点だけでございます。給与所得控除の見直しでございます。給与収入1,200万円超の控除額の上限が、従前245万円の控除がございましたが、その上限が230万円に縮減、引き下げられることになったことによる影響分が多少なりともあるのかなというふうに考えております。それで、まず均等割でございますが、50万円の増ということでございまして、全体の納税義務者数の増加が150人というふうに想定をいたしております。それぞれ普通徴収、特別徴収、年金特別徴収という内訳を申し上げますと、平成28年度の予算では、普通徴収3,500人に対しまして、平成29年度予算では3,400人、特別徴収につきましては、9,900人から1万50人、年金の特別徴収につきましては、2,100人から2,200人ということで、それぞれ特別徴収の方で増加をいたしております。その影響で50万円の増というところでございます。

それから、所得割につきましてですが、先ほど申し上げました税制改正の影響といたしましては、平成27年所得のデータから推測いたしますと、本市におきまして、この税制改正の影響を受ける方が年度によって給与収入が変わるとは思いますが、100名強おられまして、その影響といたしましては120万円程度かなというふうに考えております。その影響額よりも、給与所得の増で0.9%、金額にいたしますと3億4,000万円強の伸びが見られております。それと、年金等の雑所得におきまして0.84%、3,800万円の所得の増ということで、これを税額に換算いたしまして、1,720万円の増と見込んだところでございます。

それから、法人市民税につきましてですが、こちらは税制改正の影響としては何もございませんで、均等割におきまして580社ということの社数の設定をいたしておるわけでございますが、平成28年度6号法人になるであろうと想定していたシャープが9号法人ということで、ここでかなりの金額の開きがございます。それから、8号法人、7号法人で新規の出店があったと。大手スーパーと企業さんですが、そういったことによって均等割の増加を180万円、平成28年度比、110万円見込んでおるところでございます。法人税割につきましては、県の景気動向指数等々を定期的に観察をしておるわけでございますけれども、それ以外にも南都銀行が出ております南都経済研究所が発表しております、奈良県経済の概況という指標もあるわけでございますが、いずれにいたしましても、横ばいもしくは多少の回復基調というような表現があったり、ちょっと下落という表現があったりということで、なかなか順調な回復基調ではないというところを感じておられて、ほぼ横ばい、前年比12万円増というところの予算を編成させていただいたところでございます。

以上です。

朝岡委員長 米田総務財政課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

白石委員のご質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

まず、平成28年度の普通交付税でございますが、当初予算額といたしましては34億8,000万円を計上していたところでございます。昨年7月の普通交付税算定におきまして、交付基準額が35億2,260万4,000円、また、調整額といたしまして594万8,000円、差し引き交付決定額といたしまして、35億1,665万6,000円ということでございまして、本定例会におきましてその差額となる3,665万6,000円を増額補正させていただいたところでございます。国の地方財政対策に基づく平成29年度の数値でございますが、地方交付税に至りましては、総額16兆3,298億円、対前年3,705億円の減、率にして2.2%の減と見込まれているところでございます。そのような中で、本市の平成29年度の普通交付税につきましては、平成28年度の交付額をもとに国の地方財政対策を勘案した中で、33億9,000万円、対前年9,000万円の減、率にして2.6%の減を見込んだところでございます。

積算に当たりましては、まず、交付税の中には公債費の算入部分がございます、これには事業費補正分と単位費用分とがあるわけでございます。

公債費の事業費補正分といたしましては、平成29年度で約2億1,700万円余り、平成28年度の確定額から見れば、約8,800万円の減を見込んでおります。また、公債費の単位費用部分におきましては、約12億1,000万円余りを見込んでおり、平成28年度の確定額から見れば、約7,000万円余りが増えるであろうという見込みでございます。内訳的には、事業費補正分で組み込まれます公債費算入においては、道路橋りょう費の中の臨時地方道路整備事業債、この部分がだんだん完済に向かっており、対前年約1,200万円余りの減を見込んでおります。また、清掃費の中の一般廃棄物処理事業債や、地域振興費の中の地域総合整備事業債につきましてはだんだん減っており、対前年1,600万円余りが減っていくであろうと見込まれております。これらの事業費補正分の公債費算入で約7,900万円程度が減額となり、これが先ほど申し上げました事業費補正分の公債費算入約8,800万円の減の主な要因となっているところでございます。

次に、単位費用分につきましては、まず、臨時財政対策債、これが公債費算入で約5億3,000万円余りが基準財政需要額に算入となっており、平成28年度の確定額から申し上げますと、約3,800万円余りがふえる見込みをいたしております。また、合併特例事業債につきましては、公債費算入で約2億9,300万円余りが基準財政需要額に算入となっており、平成28年度の確定額から申し上げますと、5,300万円余りがふえる見込みをいたしております。財源対策債におきましては、公債費算入で約1,800万円余りが基準財政需要額に算入となっており、平成28年度の確定額から申し上げますと、約1,900万円余りが減る見込みをいたしているところでございます。これらの単位費用分の公債費算入で、約7,200万円程度ふえてくるというところを予測してございまして、これが先ほど申し上げました単位費用分の7,000万円の増の大きな要因となっているところでございます。

続きまして、それらを除いた部分として計上経費と、また、投資経費に分けられておりま

した計上経費に該当する個別算定経費の部分、並びに、包括算定経費部分についてでございますが、この部分については、国の平成29年度地方財政対策に基づく数値によるところでございますが、個別算定経費におきましては対前年約2,500万円、0.5%の増、包括算定経費におきましては対前年約4,100万円、4.0%の減を見込んでいるところでございます。加えまして、同じく国の平成29年度地方財政対策に基づく数値によりまして、地域経済の基盤強化雇用対策分として対前年約1,600万円、44%の減を見込み、また、平成26年度から臨時費目として加えられました、地域の元気創造事業費、平成27年度から臨時費目として加えられました、人口減少等特別対策事業費につきまして、前年確定額と同額のそれぞれ1億2,900万円、また、1億3,000万円を見込んでおりまして、基準財政需要額といたしましては、72億6,800万円余りを見込んだところでございます。

一方、基準財政収入額でございますが、基本的に税収の部分につきましては75%、譲与税や交付金等につきましては100%算入でそれぞれ積算いたしており、基準財政収入額といたしましては、約37億3,400万円余りを見込んだところでございます。既に、平成27年度から合併算定替終了に伴う5年間の経過措置といたしまして、普通交付税の額が段階的に縮減される縮減期間が始まっているわけでございますが、3年目を迎える平成29年度につきましては、約1億4,100万円の縮減額を見込ませていただいているところでございます。したがって、基準財政需要額72億6,800万円、基準財政収入額37億3,400万円、縮減額といたしまして約1億4,100万円、差し引き交付基準額として、33億9,000万円を見込ませていただいたところでございます。

続きまして、トップランナー方式による基準財政需要額への影響額というご質問であったかと思えます。交付税の算定につきましては、平成28年度より採用されておりますトップランナー方式につきまして、地方公共団体の業務改革、すなわち、学校用務員の民間委託であったりとか、庁舎関係の清掃、電話交換や夜間警備とかの民間委託、また、学校給食の民間委託や指定管理者制度などなど、委託されておるこういった事業の中で、特に全国的に先行的にコストを効率化されて下げておられるところの自治体のコストを採用して、これまでの10万人規模の平準化を基本とするのではなく、平成28年度は16業務について先行的にコスト削減に効果を上げている団体の一般財源の経費を用いて、単位費用に反映していくという内容であったかと思えます。平成28年度の普通交付税におけますトップランナー方式に伴う影響額でございますが、概算で計算いたしましたところ、基準財政需要額で約1,000万円程度の減額の影響額が出ていると見込んでいるところでございます。

以上です。

朝岡委員長 竹本体育振興課長。

竹本体育振興課長 体育振興課の竹本です。どうぞよろしくお願いいたします。

白石委員から質問がありました、総合型地域スポーツクラブ自立支援事業助成金並びに総合型地域スポーツクラブマネージャー設置支援事業助成金につきましてでございますが、こちらは歳出の方でも計上させていただいておりますそれぞれの助成金に対して9割相当を、日本振興スポーツくじt o t oの方から助成金として受け入れるものでございます。なお、今

後の見通しとしまして、今年度末の設立総会をもって設立され、来年度からスタートする総合型地域スポーツクラブでございますが、先ほど言いますt o t oの助成金につきましては、基本、最大5年ということの規定がございますので、5年の間に自立できる方向で進めていただくとということで、今、協議等を進めていただいております。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ原課の課長から、詳細にご説明をいただきました。本当に国は地方財政対策において、地方税そのものは0.9%程度の増加を見込んでいる。これは全国の話ですからね。しかし、地方においては到底そのような伸びは見込めないわけですね。私たちが実際にこの葛城市で過ごしていく中で、いろんな事業者の方々とお話をする中では、到底この税収が伸びるような状況じゃないというふうに思いますけれども、幸いにして葛城市は、他の市町村から引っ越してきていただいて、給与所得者等がふえて、均等割なり、そして所得割がふえてきているという形で0.1%ぐらいの伸びを見込んでいるということだというふうに思います。本当に言われているように、微増、いやいや、少々厳しいかなというのが現実で、この年を歯どめにして地域経済そのものが復活に向けて進んでいってほしいし、また、取り合いでは困りますけれども、住環境、教育環境、自然環境等を整備し、他の市町村から住んでみたいまち葛城市として定着をし、移住してきていただくというそういう取り組みもやっぱり大事なかなというふうに思います。

交付税についても、詳細にご説明をいただきました。なかなか細かいところについては、我々、田舎の政治家の端くれでは、地方交付税の仕組みそのものが複雑でわかりにくい。しかし、これは先人がよく考えたもので、複雑でわかりにくいけれども、やっぱりすぐれた制度だというふうに思います。そういう点で、これはこれとして維持をしていただく。しかし、基本的に財源不足というものは、やっぱり本則の改正によって地方の財源を確保していただくという方向で、やっぱりやっていたかかないと、トップランナー方式というのは、これ、全国の都道府県知事会あるいは全国の市長会、全国の町村長会でどのように受けとめられているのか。私はなかなか情報がありませんけれども、やはり地方としては、これまでの10万人を基礎とした計算基礎をやっぱり維持をしていただかないと、これはでは本当に地方と、東京圏はもちろんのことですが、名古屋圏、大阪圏とは大きな差が出てくるというふうに思います。

国は、基本的には、やっぱり単位費用そのものをいかにして下げるかということに執念を持ってやっているんだろうというふうには思いますけれども、この点はよく見ておかなければならないと思います。しかし、この影響額については、葛城市で1,000万円のマイナスなんやね。学校給食センターとかを民営化しましたし、いろいろあったと思うんですが、トップランナーからしたら、とてもまだまだ我々ビギナーで、やっぱり1,000万円の減額だということでもあります。合併算定替の終了は平成30年か。当初は合併算定替が終了すれば、5億円減っちゃうんだということで、これはえらいこっちゃっていうことになってね。全国の合併をした首長さん、頑張っていた。そのことによって、減額の幅が縮減しているわけ

で、1億4,000万円、1億5,000万円程度でとどまっているということでありましてけれども、しかし、これでも今の税収の状況、経済の状況からしたらやっぱり厳しい状況で、いろいろな国は地方創生という形で歳出の枠を別枠でとって、いろいろやっていただいていますけれども、しかしそれも長く続くわけじゃないからね。これは大変だなと。

とりわけ、基準財政需要額に占める公債費の比率ですね。これが今まで大きかったその分が、もうどんどんと縮小してきているということも、やっぱりご説明を聞いてよく理解できました。こういうことが1990年代の地方単独事業を本当に旺盛にやって、後からそれが交付税で返ってくるから大丈夫なんやと言うとったやつが、だんだんと先細りしてきて、なかなか予算が組めないような状況になってきたということからしたら、こういうところもしっかり見ていただいて、財政当局は見通しを持って予算編成をし、財政運営をしていただきたい、こういうふうに思います。

それから、雑入の総合型地域スポーツクラブに対する自立支援事業、あるいはクラブマネージャーの設置支援事業ということですね。基本的に総合型地域スポーツクラブというのは、やっぱり自前で財源を確保し、自前の施設で運営をしていくというのが、これは文科省が理想的なことを言っているわけでしょうけれども、そうはなかなかならないわけで。しかし、今年は、その助成金に対して90%がt o t oから手当されているというわけでありましてけれども、5年間なんですね。5年間で自立できるのかと、自前の財源を確保し、そして、施設の利用も体協等々と調整し、どうやってこのクラブを定着させていくかというのは勝負だ。これはなかなかね、この近辺の市町村では成功したところ、ないですね。ありません。吉野町が、本当に成功例、成功と言えるかどうかわかりませんが、地理的条件とか、施設的环境とかいうのがあって、NPO法人が指定管理者として運営してますけれどもね。やっぱり、じゃあ、自前で財源確保できているかといったら、これはとてもできてません。t o t oからの助成はありますけれども、基本は、指定管理者、指定管理料等、それから、いろいろなスポーツ大会の委託料、これで運営をされているというわけですね。クラブマネージャーを設置するということですから、これらの財源はどう捻出するのかということもやっぱりしっかりと考えていただきたい、こういうふうに思うわけでありまして。こういう財源で何とか今年、350万円近い助成金が出てきてるわけでありましてけれども、この点は市長もしっかりと把握されているというふうに思いますので、体協というか、関係者が、ぜひ、これをやりたいということで、熱意を持ってやっていくということでありまして、それはそれなりに期待をしておきたいというふうに思います。

以上です。

朝岡委員長 松山副市長。

松山副市長 特に一般財源の確保という部分について、白石委員の方から非常に丹念にいろいろとご意見を賜りまして、ありがとうございます。税務課並びに総務財政課の方で各課長がご説明したとおりではございますが、まず、地方交付税の関係でございますが、地方交付税の算定のベースとなります地方財政計画、これをもって総務省が財務省と、いわば、地方財源の確保について非常に大きな厳しい折衝をいただいております。

その中で、歳入の税でございますが、地方税と地方譲与税を合わせて、これ、対前年で1.2%の増を見込んでおります。あくまでオールジャパンのマクロベースでございます。したがって、これには背景として、アベノミクスによります経済の活性化等も入っておりますが、こういった見込みをしております。地方交付税につきましては2.2%の減でございます。ただし、これ、単純にその地方で財源が減ったというわけではございませんで、いわゆる税の伸びも合わせました地方の一般財源ベースの収入としては、実は、トータルとしては0.7%ではあります。がふえているという結果になっておりますので、まずは、国の方では地方財政対策としては、マクロベースでは一般財源を確保しているといったことをやっていたらいい。で、単位費用の話もいろいろ出てまいりましたが、これはマクロベースで確保されました交付税全体の枠を、2,000弱あります都道府県並びに市町村、各自治体にどう配分するかという配分方法なわけでございますが、その中で、我が葛城市におきましては、先ほど税務課長の方から、税マクロベースではなくて、葛城市のミクロの積み上げとしての推計でも微増であります。が伸びるという推計をしておりますので、これについては全国の流れと同じと。

収入の方につきましては、これも総務財政課長の方から発表ございましたように、個々の算定ベースできめ細かに見させていただいた結果、ほぼ前年並みということでございますので、今回におきましてはできるだけ精査をさせていただいた数字であるのかなと。ただし、本市におきましては、この中に合併算定替の特例が入っておるということでございますので、これはやはり、これから将来的に一般財源が非常に厳しくなっていくという中では、これまでの歳出の審議で、これも非常に、厳しく、細かくいろいろご意見を賜っておりますけれども、引き続き、まさしく非常に厳しくなっていく財政運営の中で、歳入もしっかり見ていかなければいけないのかなと思っておりますので、そこについて、私も県の方から来させていただきましたので、担当課と一緒にしっかりと交付内容の精査を図ってまいりたいと存じております。

それから、1点、これは参考までですが、トップランナー方式につきましては、個々の算定におきまして、個々の団体がトップランナーであるかないかを比べて、微妙にさじ加減をプラスとかマイナスとかしているわけではなくて、いわゆる、配分方式の単位費用という、その単位費用の設定の中で、ベースとなる団体の経費をトップランナー並みに抑えたよという考え方で、結局、総額の算定の中でトップランナー方式の考え方を入れたというわけでありまして、個々の団体ごとにトップランナーであるかないかで、こまめに算定結果が変わってくるというものではない。あくまでそういった考え方を国の方では採用しているの、それを目指してくださいねと、そういった仕組みであるというふうにご理解いただければいいかと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 阿古市長。

阿古市長 t o t oの助成金の件、おっしゃいますように、これ、5カ年ですので、私のスタンスとしてはまず正直に、お受けいただく団体にお話ししています。それで、助成金というものが

5カ年で打ち切られますから、その5カ年に自立した形を模索してくださいということを申し上げた上で、そこに踏み込んでおります。その5年の中でどういう議論になるのか、組織づくりになるのかというのは、あくまでその前提をお伝えしないと、甘い判断でやられますと、当然、5年後に、ぱんと分裂してしまうようなことになってはいけませんので、そういう意味で今回、了解をいただいた上での予算計上をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 原課の方からも、また松山副市長の方からも、最後に阿古市長からもいろいろご説明、ご所見をいただきました。財政的には、我々素人が見てもなかなかこれから大変だなというところであります。ぜひ、副市長には、財政当局とやはり一体となって、これからやらない新市の建設事業や、膨らんでくる扶助費等に対応できるような財政計画等をつくっていただき、財政運営に万全を期していただきたい、このように思います。

総合型地域スポーツクラブについては、私は理想的には、やっぱりこういうスポーツクラブが葛城市全体のスポーツの核となって活動できるようになるのが一番だろうと、こういうふうに思います。しかし、現実には、日本には、日体協があり、県体協があり、市町村体協があると。そこへ持ってきて各連盟という組織があって、なかなかこれは手ごわいものがあるわけですね。しかし、これはこれとして大きな役割を果たしてきているわけですから、それらの既存の団体との調整をきちっと図っていただいて、できるならば自立した理想的なクラブづくりにできればいいんじゃないかなと、邁進してほしいと、こういうふうに思います。しかし、やはり行政頼りでは、これはもうだめですね。だから、そのところを市長はきちっと関係者にお伝えをいただいているという点では、それはそれで評価をしておきたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、歳入の質疑は終結をいたします。

それでは、これから総括質疑でございます。総括質疑は市政全般、歳入歳出に及びまして、市政全般にわたるものとなりますので、ご留意をいただきたいと思います。

それでは、総括質疑でございます。委員の皆様方から何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 それでは、ないようでございますので、総括質疑を終結し、平成29年度一般会計予算についての質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第19号議案を採決いたします。

本案を原案のとおりに可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、本日の委員会はこれにて終了いたします。

明日3月16日午後1時より委員会を再開いたします。

本日は遅くまでありがとうございました。

延 会 午後7時07分